



Title	戦後イタリアにおける国家持株会社政策論の展開
Author(s)	斎藤, 隆夫
Citation	北海道大學 經濟學研究, 21(4), 1-57
Issue Date	1972-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31231
Type	bulletin (article)
File Information	21(4)_P1-57.pdf



[Instructions for use](#)

戦後イタリアにおける国家持株会社政策論の展開

齋藤隆夫

目次

序

I 国民統一政府とデ・マリア報告

1. 1945—47年の政治的危機の性格
2. デ・マリア報告

II 資本主義的復興とラ・マルファ提案

1. エィナウディ・ペルラ路線と「労働計画」
2. ラ・マルファ提案

III ジャッキ委員会報告

1. 独占の強化と1953年選挙
2. ジャッキ委員会報告

むすびにかえて

序

イタリアの国家持株会社 I R I (Istituto per La Ricostruzione Industriale) については、すでに、いくつかの論稿・著書がするどい考察の成果を示している。(1) I R I の公企業としての構造上の特徴、さらにはそのイタリア経済における役割といった問題についての研究が、これらによって大きな前進をみたことは言をまたない。

本稿は、これらの諸成果に学問上の刺激をうけつつも、それらとは若干異なった視角から、この I R I が戦後イタリアにおいてもっていた国家独占資本主義的意義をさぐるうとした一試論である。

筆者はかねてより戦後イタリアにおける国家独占資本主義体制の発展を、主としてこの国における労働運動の一見特殊とみえる展開（構造的改良の理論を主導理論とする展開）との関連の中に位置づけてみたいと考えていた。

国独資体制が、資本主義の一般的危機の産物であるとすれば、その展開はどの国においても労働運動の高揚から重要な作用を受けてきたことは否定できない。しかしながら、そうした作用が、多くの場合、無意識的ないしは部分的であったとすれば、それとは対照的に戦後イタリアの労働運動のうちには、われわれは自らの路線の有機的一環としてこの国独資体制の問題を位置づけ、恒常的に国有化要求、国有企業の民主的管理、投資規制等々といった形でこの路線を追求している運動の一つの典型をみるのである。

こうしたイタリア労働運動の路線は、その現代性の故に、日本においても、1960年代の始め先駆的模倣の動きを生み出したのであったが、しかし、現実にはそれはみのり多い運動として開花しえなかった。

我々は、この事実をもって、イタリア労働運動の路線はその本質からして特殊なものと断ぜざるをえないのであろうか。筆者には、いぜんとしてそうは思われぬ。

他方、我国の国独資論研究をみると、レーニンの国独資・本質規定の主要契機ともいふべき「国家独占資本主義が、社会主義のためのもっとも完全な物質的準備であり、社会主義の入口である」という指摘は、次のように理解されているのをみるのである。即ち、「『社会主義の入口』とは、国独資の『段階』が、一般に帝国主義の『段階』よりも、いっそう高い成熟した社会主義の物質的基礎をもっているという意味でいわれているのではない。むしろ帝国主義段階に入ったロシアがいっそう高い成熟した社会主義の勢力をもっていたからこそ、国独資を『社会主義の入口』と規定することができたのである。」⁽²⁾（傍点一引用者）

これは、いわば国独資体制の歴史的意義を社会主義勢力の力の強さとの関連で規定しようとする見解であり、あえて極言すれば社会主義勢力の力が弱いばあいには、国独資を社会主義のためのもっとも完全な物質的準備と把握

すべきでないことを主張するものといえよう。

こうした日本の状況にあつて、国独資体制に対する労働運動の態度はいかなるものであるべきかを考えるさい、この体制の展開に刺激を与えつつ、それを積極的に利用しようとしているイタリア労働運動の姿、さらにはそうした運動のもとでのイタリア国独資体制の姿をより明瞭に把握することは、大きな意義をもつと思われるのである。

本稿は、以上のような問題視角にたつて、憲法制定議会経済委員会による I R I 問題報告 (1947年)、ラ・マルファ提案 (1951年)、I R I 定款改正のための議会委員会報告 (1954年) の三つの I R I 政策論を検討したものである。(3)

もちろん、一般に、一国の国家独占資本主義体制に関する研究がより広くその国が独占段階の資本主義国としてもつ一般的・特殊の矛盾、内的矛盾、外圧といった諸要因を考察の内容に含まねばならないことは、言うまでもない。本稿においても、そうした側面への言及にできるかぎり努めたが、さま

ざまな制約の故に十分なものとなしえなかつた。その点でのより立ちいつた説明は後日を期さねばならない。諸先学の御批判・御教示を乞う。

- (1) いま、主なものをあげると次のようになる。尾上久雄、『現代経済政策の理論と現実』、有斐閣、1962、向坂正男・松浦保「イタリアの混合経済と国家企業の機能」『経済評論』1962年8月号、井上隆一郎「IRI」『アナリスト』1965年4.6.9.11月号、伊沢久昭「混合経済への歩み」(松浦保他著『イタリア経済』東洋経済1968所収)、この他にごく簡単にその活動にふれているものは、大島清編『戦後世界の経済過程』東大出版会、1968、寺尾晃洋「国営会社と独占資本」(有沢・小原他編『現代資本主義講座』東洋経済、1956年3巻所収)など、かなりの数にのぼる。
- (2) 島恭彦「国家独占資本主義の本質と発展」『マルクス経済学講座』3、有斐閣
- (3) この意味で、本稿は同じ問題視角をもってまとめたまったく初歩的な習作「イタリア国有企業研究序説、一国有企業の成立と労働者階級の態度」『北大経済学』第7号、1965年4月所収)につながるものである。

I 国民統一政府とデ・マリア報告

1 1945—47年の政治的危機の性格

1940年6月のファシズム・イタリアの参戦以降、その崩壊（43年7月）、ドイツ軍の軍事占領（43年9月）、反ナチ国民解放運動の勝利（45年4月）とつづく大戦末期の数年の歴史はイタリアに政治の領域における過渡期とも呼ぶべき特殊な局面をもたらした。

この局面の特徴は、一言でいって、支配層にとっての政治的不安定性であった。ファシズムの崩壊は、そうした統治形態によって始めて、帝国主義的割拠を維持しえていた独占的ブルジョワジーと大土地所有者にとって、重要な政治的支柱の消滅を意味した。王と軍主脳もまた、連合国との単独講和を余儀なくされるやいなや、旧同盟国ドイツの進駐・報復を恐れて国外に逃亡し、そのことによって政治的権威を喪失した。旧来の政治体制の急速な互壊の後に訪れたものは、反ファシズム諸党の政権への着座であった。

支配の不安定化は、より深部の階級間の関係においても支配層の社会的孤立という形でみられた。解放の過程で組合組織の統一を達成した（CGILの形成・1944年）労働者階級は、運動における主導的役割を果たしつつ、（反ファシズムのための43年6月総罷業、反ナチ国民解放のための44年3月北伊総罷業）、最終段階では、45年4月の「蜂起的罷業」⁽¹⁾にみられるように広範な階層の人々を自らのまわりに結集した。そして、そのことによって、「蜂起」に「国民総蜂起」という性格を附与した。

マンゾッキは言う。「この国民統一は、支配者たる資本家勢力、すなわちファシズムを生みだし、ファシズムを支持した社会的諸勢力を孤立させ、また、中立化させていた。諸独占体はその行動を孤立させられるか、またはどっちみち中立化させられた。それだけではない。イタリアの大ブルジョワジー自身の一部が、国民生活のなかに何か本質的な変化が生じてきていることに注目し、そして解放委員会の運動に参加した。」⁽²⁾

不安定な政治条件の下で、ブルジョワジーは、投機、ヤミ市場へと逃避し

た。(3)

だが、この局面における支配層と労働者階級の力関係は労働者階級の側からみて、決して政権獲得と評価すべきものではなかった。たしかに、解放が「人民的統一を基礎とした国民的統一」(B・マンゾッキ)の下にイタリア国民自らの手で実現された北部においては、地域・工場の末端にまで解放委員会が組織され、逃亡した工場主にかわって工場経営を管理する「経営委員会」さえ組織されたところもあった。しかし、労働者階級の政治の領域での到達点は、政権の一角に身をおいたという程のものであった。

P・イングラオーは、言う。「ファシズム倒壊の時期に、したがってこの期間にイタリア資本主義が経過していた危機の時期に、組織化された労働運動(パルチザン軍、国民解放委員会、生産機関、民選議会などにおける)の権力は、それが強力な推進をうけることにかんするかぎり、英米占領軍によってとくに代表された軍事的・政治的権力のなかで、きわめて大きな制限をもっていたことを想起せねばならない。英米占領軍はそのうえ、僧侶の機関とともに、大所有者グループ、旧国家機関、王国の先頭にたつ軍閥、旧秩序に全部また部分的にむすびついている諸政党または運動の政治勢力などを、確固たるものにしておくよう行動した。民主的・反ファッショ統一のもっともすすんだ表現を代表した国民解放委員会のなかにおいても、政治権力のほんの一部だけが労働者階級の諸政党の手に握られていたのであり、国内のある全地域(南部)においては、反ファッショ民主主義(国民解放委員会)および労働者階級の諸政党の影響はまったく制限されていた。要するに労働者党の政権への参加は、それが現実の政治的・経済的権力への限定された参加にすぎなかったことをわすれてはならない。」(4)

全土の解放後、1945年6月に成立した国民統一政府は、反ファシズム・反ナチズム解放運動の過程で生れた複雑な力関係を基盤に、戦後経済復興の諸課題に取り組むのであるが、この統一政府の戦後復興に対する態度もまた複雑なものであった。

もともと「国民解放委員会」を構成していた諸党は、反ファシズムという

点で一応の一致を保ちえたものの、その他の問題（たとえば政体問題）では立場を異にしていた。とりわけ、解放が南部におけるように、英米軍の侵攻の圧力によって（「ナポリの四日間」のような自然発生的蜂起はみられたが）達成されたところでは、反ファシズム諸党は、解放後直ちに旧来の（つまりファシズム以前の）立場にもどり、「新しい建設の中にその立場をもちこもうと努力し始めた」。(5) 法王庁と英米連合国がそれを助長した。44年11月、45年4月、45年12月、47年5月と数度にわたって生じた政府危機は、この政府の内部矛盾のあらわれであった。

しかしながら、特徴的なことはこの局面において、ファシズムを再び生みださないための経済・社会構造の変革という限りで、経済再建の民主的方向をかかげることは、自由党を除いて、否定されなかったことである。

この政府のなかで共産党とならんで大きな力を持っていたキリスト教民主党(6)は、この路線に対する「公式の支持」を表明していた。

労働陣営とその諸政党が、この局面において提起した方針は、国の社会主義的変革ではなく民主主義的再建であった。

たとえば、1945年8月の共産党経済会議が提起した再建方針は次のようなものであった。「冬が近づき、数百万の労働者・帰還兵には失業の恐れがあり、被災者や家のない人々の悲惨な状態がある故に、すべての国民に職と住居をできるだけ早く保障し、飢えと寒さに対する緊急措置をとる必要を主張した。また、男子と女子の労働力の可能な限りの雇用による最大限の生産を達成する課題が基本的課題として示された。こうした成果の達成にとっては、私的イニシアに適切な分野をまかせ、中小企業を援助しながら、投機及びサボタージュと闘い、次の原則を実現するために重要な全産業での規制的介入が必要であるとされた。その原則とは、再建が少数の特権者の利益でなく、全国民の利益になるように行われるべきだというもの」であった。」

(7) (傍点一引用者)

こうした共産党の再建方針は、解放運動の過程での「経営委員会」の活動に関する方針と軌を一にするものであり、その意味で系統性をもっていた。

すなわち、その方針は次のようなものであった。「企業の国民解放委員会の囲りに集った労働者・技術者・被雇用者は、所有者を除去した階級体制を設立するためではなく、国民の利益にあり方向でのその運営を保障するため工場指導をひきうけた。これらの目標のうちには、重要な生産過程の復興を保障するため、破壊され、飢え、あらゆるものを必要としている国の緊急の必要を満すため、そして生産に対する労働者統制を行使するための工場の民主的運営という目標があった。」⁽⁸⁾ (傍点—引用者)

こうした労働陣営の再建方針に対して、キリスト教民主党は、「受身の形で」抵抗していた。たとえば、通貨改革・臨時財産税の徴収といった問題は、度々その実施が公言されながら、さまざまな理由でひきのばされた。

また、こうした施策＝民主的再建の進捗は占領軍の圧力によって大きな障害をうけた。トリマッチは、次のように述べている。「第一期、すなわち憲法制定にとりかかるまでの時期には、旧資本家グループを特権の座から追うためのイニシアティブなどは、ごく遠まわしに将来の放逐の準備をするだけのものでも、実際には不可能であった。そんなことは、占領軍に公然と挑戦することなしには、できない相談であった。通貨切りかえのようなささやかな行政上の法措置すら、かげで異常な周到な策謀がめぐらされて、とりやめになった。国の組織を政府よりはるかに強力に統制していた筋が、その陰謀を黙許したのであった。したがって、忍耐づよく徐々に進む路線をとらねばならなかった。」⁽⁹⁾

こうして、この局面においては、現実には民主的再建とそのために必要な構造的改革の課題の推進は、大きな制約を受けざるを得なかったと思われる。

(10)

先にふれた共産党経済会議では、当時の権利要求として直ちに経済計画と国有化の問題を提起しないことが決定された。『我々は、今、現在、我々の解決策の中で、国有化の提案を語ることはできないのであろうか、私は、今、それは提示されるべきではないと思う』と、A.ペゼンティ (A. Pesenti) は述べている。

国有化・農地改革といった手段に敵意をもつ占領軍の態度によって、改革手段を即時に採用するうえでの障害が形成されたのである。構造改革の問題は、憲法の検討に返付され、新しい憲法の上に選ばれた最初の議会の決定にまかされた。

G.アメンドラによれば、憲法定議会議会選挙と憲法問題解決に至るまでは連合国の干渉に口実を与えないため、国民解放委員会の統一を維持しなければならなかった。(11)

1946年憲法定議会議会経済委員会が行ったIRIに関するアンケートに対して、労働陣営とその諸政党がごく一般的な回答をするにとどまっているのは、以上のような事情によると思われる。

例えば、A.ペセンティは、次のように言う。「IRIは、我国産業政策の全般的調整の仕事を展開するための技術的にふさわしい組織である。そして、その故に経済全般、ことに経済再建と復興のために最も有効な役割をもつべきである。」さらに彼は「これらの目標にとって、(経済再建に有効な役割を果たすという目標—引用者)IRIはその全組織とその活動の精神状態(mentalita della sua azione)における改革・再整理が必要である。」ことは明らかであるとしながらも、具体的改革の型にふれていない。(12)

他方、独占的ブルジョワジーの側のIRIに対する態度はどのようなものであったか。

当時工業総連盟会長であったA.コスタ(Angello Costa)のそれをみると、IRIの漸進的整理を主張していたことがわかる。彼は、次のように言う。「私的産業がIRIを吸収しうる状況にあると考えるならば、経済的観点から、IRIを整理し、それを私企業に吸収させようと言うことができる。しかし、今日の状況では、例えばアンサルド(Ansaldo:IRI傘下の造船企業)を引き上げるような企業は存在しない。したがって、徐々に、IRIから従属企業をはずしていくしかない」。(13)

また、イタルガスの社長A.フラッサーティ(A. Frassati)は、次のように主張していた。「IRIのそれとは逆の方向、つまりIRI傘下企業の再

私有化の方向をできる限り早く採用すべきである。それは、一つには、国家がよき経営者ではないからであるが、本質的にはそれがあらゆる工業間の不均衡要因をあらわしているからである。≡（彼は、IRI傘下の企業が、種々の援助を得ることができるのに、他方で援助をえない企業があることを問題にしているのである。）⁽¹⁴⁾ こうした状況の下でのIRI政策論はどのようなものであったろうか。

2 デ・マリア報告

本項では、この局面における政府のIRI政策論の特徴を、憲法制定議会経済委員会のIRI問題報告⁽¹⁵⁾（委員長ジョヴァンニ・デ・マリアGiovanni De Maria, 1947.—以下「デ・マリア報告」、それと明らかな場合は単に「報告」と略）にさぐってみよう。

「報告」のIRI政策論としての第一の特徴は、IRI設立の政治的措置としての承認とその裏返しともいふべき「経済性」原則に基くその運営の主張である。

1929年恐慌後の局面において没落の危機に瀕していた企業・銀行を国家が救済したこと、従ってそこから生じたIRIの存在を、「報告」は肯定する。すでに指摘したように、A. コスタ、A. フラッサーティら独占的ブルジョワジーの代表と目される人々は、企業の没落がその非経済的運営の必然の帰結であるかぎり、そこから生ずる損失はその企業家に帰すべきであって、国家による企業の救済は好ましくない、かりに、それがやむをえなかった場合でも、国家の措置は継続すべきでないと主張していた。（彼らは、実際には、IRIをやむえない措置として承認しているのであって、彼らが反対したのは恒常的な国家による企業所有・あるいは当時の状況の下でのそれであった。）

「報告」は、そうした自由競争原則弁護論を非現実的で克服されるべきものとし、救済活動とその結果としてのIRIの存在を肯定するのである。

しかし、「報告」がIRIの設立を認めるのは、次のような救済活動の理解に基くものであった。「報告」は言う。「救済活動は損失の存在を前提し

ており、さまざまな部下 (soggetti) にその負担を分割することをねらいうるにすぎない。」「したがって、救済活動の経済的評価においては、あるものから他のグループへの損害の再分割が政治的に好都合であると評価されること、いわば適切さについての政治的評価が挿入される。」⁽¹⁶⁾

「報告」は、企業救済のための活動についての最後の決定は犠牲にされるあるいは節約される利益の政治的重要性に従属したすぐれて政治的決定であると考えるのである。

だから、「報告」は、第一に、国家の不干渉を主張する人々に対しては政治的に好ましいと考える場合には国家の干渉＝企業救済が行れうるという立場をとり、第二に、IRIの企業救済を肯定することによって、独占的企業の損失の大衆への転化を是認していると言えよう。

だが、「報告」のもつIRI政策論としての意義は、むしろ以上の点にはない。それが、A.コスタらと異なっていたのは、IRI設立を認めるか否かではなく、敗戦後の特殊な局面にあってそれを存続させるべきとするか否かにあったからである。そして、その点では、報告の政治的措置としてのIRI肯定という立場は、裏面ではIRI運営を厳密に「経済性」（費用と収益の適切な調和）に基かせねばならないという主張を含んでいたことが注目されるのである。

「報告」は、「救済の決定では、政治的判断が意義をもつとしても、運営についてはその有利な結果の達成だけをねらわねばならない、すなわち、純粋に経済的判断に従わねばならない」⁽¹⁷⁾とし、IRIが運営の他の形態よりもよりよく経済性原則を実現しうるものかを問うているのである。

そして、自ら次のような意味での公企業としての特殊な性格をIRIにみいだすことによって、その問いに「しかり」と答えるのである。

① IRIの経験は、予算の独自性と企業の利潤性原則とをともに維持しつつ機能している公的運営という「新しい習慣」を、少なくとも傾向としてあらわしている。

② IRI傘下の企業は、企業の私的形態を維持し、かつ通常の商法・金

融法に従っている。それは、私人経営の企業と同一の場で、あいならんで活動を展開している。

③ I R I 企業と私企業の相異は、前者の資本の全部ないしは大多数が公的性格の「持株会社」(I R I のこと)によって所有されていることにある。

こうした「報告」による I R I の公企業としての特殊性の指摘は、一面では、A. コスタや P. フォルメンティニ (Paride Formentini, 海運金融会社の総支配人) からの I R I に対する非効率とか政治的干渉の対象となりやすいといった攻撃に対抗するものであったが、⁽¹⁸⁾ 他面では、遅れたイタリア企業の設備合理化・生産性向上を I R I を通して将来遂行しようという意図を背後にもつものであった。

「報告」は言う。「持株会社は、イタリアのように劣悪な産業プラントの多い国で、個々のグループではできないような設備・企業の合理化、集中計画、投資・非投資計画を準備し、実現することができる。」⁽¹⁹⁾

このようなものとして、I R I はイタリア資本主義の蓄積機構の重要な一部であると「報告」は考えたのである。

しかし、1945~47年という特殊な局面における I R I は、政治的条件ともからみあった特殊な困難をかかえたお荷物であったことも、想起されねばならない。

L. ピカルディ (L. Piccardi) は、憲法制定議会経済委員会での質問に答えて次のように当時の I R I の状況を述べている。

「製鉄、機械部門では、I R I は現在12万人の従業員を雇っている。(1935年には8万人であった。)一方、当然にも、今日、生産は1935年のそれよりはるかに劣っている。(中略) I R I が行った融資は企業において利用されない過剰労働力を吸収するという課題に向けられている。従って、費用は極めて大きく成果は何もない。企業に注入されるこの額に適合性がないからではないし、これらの額が企業を再整備し平和生産に従事させるのに加わっていないからでもない。(中略) 企業指導者は企業の収縮、又は合理的組織化計画に取り組むことができない。何故なら、老大な過剰労働力を利用する必要

に直面しているので、当然にも労働力すべてに仕事を与えうるという幻想の中で、古い生産体制にあまんじるようにされているからである。このことは、今日、我々の最大の問題である。」⁽²⁰⁾

こうした仕方では使われた資金は、パリ教授によれば、1945年7月以来1年で500億にのぼると言われる。⁽²¹⁾

S. ポズナーによれば、過剰な労働力を維持し、平時の必要にとってはあまりに大きな生産能力を回復することの致命的結果が、重機械及び造船部門においてきわめてはっきりと示されていた。⁽²²⁾

しかも、こういう意味での困難は他の私的企業と比べてIRIにとっていっそう重々しいものであった。

また、A. ペトレツリ (A. Petrelli) は、「IRI企業において、労働者への給与に関する諸権限の委譲、彼らの企業管理、支配統制への参加の前兆などがみられた。かくて、私的企業に相応する利益を防ることを危険にし、妨げる先例が生みだされている。」⁽²³⁾ とのべている。

こうした事態は、G. アmendラが指摘するように、単にIRI企業においてのみみられたものではなかった。この意味で、解放過程からこの期にいたる労働陣営の運動の獲得物が、ブルジョワジーにとってIRI企業をやっかいなものにしていたと言えよう。⁽²⁴⁾

だが、過剰労働力・給与諸権限の労働者への委譲などと同様に、当時のIRIにとって重大な問題であったのは軍需生産からの活動の転換・市場の問題であった。それは特に、鉄・鉄鋼と機械部門で顕著であった。「主要な困難の一つは、産出(out put)を吸収する国内市場の限定された能力であった。鉄道車両の生産数は、最初の数年の後(戦争の被害が回復した後)はげしい変動を記録した。」⁽²⁵⁾ 造船においても資本財吸収能力の小ささが問題であった。「IRIはこの部門における国の生産力の $\frac{3}{4}$ を支配していた。雇用は極めて大きかった。さらに、1945年までは、生産の約50%は軍事的注文に負っており、それは平和とともに消滅した。こうして国内市場にとっても過剰な能力をもち、国際市場むけにはいまだ不十分な競争力しかもたない造

船所があまりに多かった。」⁽²⁶⁾

かりに、市場条件が回復したとしても、即時に再私有化することの困難な企業があることも確かであった。（「報告」はその例としアンサルドをあげている。）

こうして、「一方では、IRIがやはり有効な機能を展開する現実的可能性がみられねばならないし、他方では、この老大な企業総体の整理が延期されることも早められることも、どちらも不便（inconvenient）であることが留意されねばならない」⁽²⁷⁾ という「報告」にとってのジレンマが生ずるのである。

このジレンマは、IRIにおける労働陣営の獲得物としての「過剰労働力」の存在という、独占的ブルジョワジーにとっては早急に克服されるべきIRIの現状と、国際的・国内的市場条件の未回復・競争力の劣弱性ととの二重の意味での「一時的」事情から生じていた。「報告」のIRI存続に対する態度の過渡的性格は、こうした客観的過程に基礎をもつものであった。

つまり、「報告」はIRIをできる限り早く整理するべきだとのみ主張する独占的ブルジョワの見解とは一定の距離を有して「IRIの若干部門の、再私有化、ないしは整理を承認するか少くとも準備するかという問題は、未決定にしておく」⁽²⁸⁾ という立場をとっているのである。

そして、将来、周囲の状態が発展し、市場の一般的条件がいまよりよくなった場合、「費用とその結果たる収益の間の適切な関係を示していない企業については、公的参加を継続することは集団にとって純粋な継続的損失を意味するが故に、私的イニシアにおろすことが有益である」⁽²⁹⁾ と主張した。

「報告」のIRI存続論は、この意味で敗戦直後の一時的諸条件を考慮にいった存続論であった。

もちろん、整理の決定においては、費用と収益の好適な関係ばかりでなく、「私的イニシアに対する何らかの競争形態を維持することの国家にとっての利益、さらには、一定部門においては私的イニシアが欠如しうるという事情」⁽³⁰⁾ も考慮されねばならないとされている。しかし、「報告」の本来の立場

は「経済性」に基づくIRIの運営を基本とすることによってIRIの「過剰労働力」問題の解決＝解雇と企業整理によるIRI再編成を主張する立場であった。

IRIの存続か否かという問題に以上のような立場をとったのに対し、敗戦後の経済再建と「戦争経済」から「平和経済」への転換過程においてIRIをどのように利用するかという問題に対しては、次のような立場をとった。

「報告」は労働陣営の側が主張した「IRIを再建の水先案内人に」という方針（つまり、公共投資を、単に戦争でこうむった損害を公共事業で復興することに限定せず、さらに生産活動にまで立ち入らせることによって、生産復興を進めるという方針）を避けるため、次のように述べていた。

「IRIによる再建の水先案内人たる役割という注目すべき見解は、非常にとりよめのない（diffusa）ものである。この見解は、大部分、その救済活動においてIRIが展開した活動の好意ある評価から生じていると思われる。現在の条件のもとでは、こうした救済は巨大な冒険を意味するであろう。その冒険の重みは、仮に生産活動の回復を全部門において確実にし、IRIの直接関連をもつ部門においてばかりでなく、その外にある部門においてもよりよい条件のうちに生産活動が展開されるのに必要な前提を確立するための他の組織的介入と調整されないならば、国の全経済構造を水の中に沈めてしまう恐れがある。」⁽³¹⁾

さらに、「報告」は国庫資金による産業融資を経済原則の無視としてしりぞける。そして、復興を助け同時に企業をその実際の生産性評価の領域にひきもどすため組織的手段をとることなしに、この国庫資金への依存体制に固執するとすれば、すでに欠損を示している予算を完全に混乱させ貨幣発行に新しい刺激を与えることとなり、IRIは国家資金を継続的に吸収するポンプに変わるだろうと言うのである。

ブルジョワのサボタージュと投機で困難な道行きを歩んでいた反独占的経済再建をIRIへの国庫資金投入により促進しようとした労働陣営の「水先案内人」論に対し、経済性原則の擁護論が対置されたのである。

当時 コーネ (Societa Cogne) の総裁でピエモンテ国民解放委員長という肩書きをもつていたT.グリエルモネ (T. Guglielmone) が憲法制定議会経済委員会の場でのべているように、「金融面の問題」は民主的再建にとって主要な障害の一つであった。

「金融面では、その状況は(ピエモンテの機械工業の状況—引用者)あまり陽気なものではありません。というよりもむしろ心配です。工業上の経費及び一般の経費の必要のための流動資金利用の現在の需要は極めて高いのです。問題のこの深刻な側面には、ほとんど全企業において顕著となった在庫品の販売によって一部分備えることができます。しかし、金融を拒否すべきではありません。少なくとも50%及びそれ以上を供給すべきです。」⁽³²⁾

I R Iにおいても、「報告」自身認めるように、援助活動に利用された国庫資金はひかえめなものであった。龐大な労働力を吸収しているI R Iの当時の状況は、独占的ブルジョワジーにとってそこへ資金を投下することの無意味あるいは危険を意味したからであった。

あくまで救済公団としてではなく、価格と費用との間の均衡をとげている経済的公団として考えられるべきという原則にたちもどりながら、可能なあらゆる手段によって失業とたたかう合理的政策が実現されることを主張する「報告」の見解は、ここからでてくると思われる。

また、「報告」は「戦争経済から平和経済への移行が一周知のように一多かれ少なかれ明白な独占主義的形態のもので、軍需生産への拍車によって形成された国の経済構造の深刻な変更を意味している。」⁽³³⁾と指摘しつつも、過剰な生産設備の解体をとめない、転換と均衡への復帰とに必要な過程と考えられる戦後危機を効果的に治癒する者は国内・国際市場の条件の変化であると主張する。その結果、先の転換過程は市場のにわかな混乱の諸影響を弱めるため漸進的性格をもって生じざるをえないことを強調することとなる。I R Iは、こうした漸進的転換に奉仕しようというのである。

転換の漸進的性格とそれへのI R Iの奉仕の強調は労働陣営の方向に対置された消極的抵抗の論理であった。

「報告」がIRIについて、「政府の経済政策を支えるための重要な手段となるか否か」を問うて、否定的答えを与えているのも、この期の政治的状況を考慮した故と思われる。すなわち、「報告」はそうした手段となりうる根拠をIRIによる価格操作の可能性にもとめ、「IRIが所有している参加は、効果的な指導と指示の機能を行行使するには、それらがIRIの掌中に入った偶然的事情の故に、同質性と組織性の不十分さをまぬがれていない」というのである。

最後に、A.ペゼンティの回答にみられるIRI統制の問題についてみると「報告」はその必要性を一般的には否定していない。「IRIの予算は、国家のそれと間接的に結合しているのだから、(中略)適切な方法で、少なくともIRIの運営の貸借対照の結果を、議会と世論が国庫による財政支出がいかなるものか知りうるように明らかにする必要がある」。(34) とのべている。

以上にみたような主張をもつ「デ・マリア報告」をもとに、1948年3月、IRIの新しい定款が決定されるのであるが、それは一定の機構「民主化」を実現したとはいえ、目的規定、議会・政府との関連などの点で多くのあいまいさを残す「過渡的」なものであった。(35) (たとえば、IRI目的規定については、経済的自給、エチオピア開発といったファシスト国家のもので与えられたそれを除去したものの、「公的利益にみあうようにIRIの活動の一般方針をたてることを閣議に義務づける」と規定するのみであった。

(第3項) (36)

ブルジョワジーにとって、この局面のIRIは自己の拡張に奉仕させうるものではなかったし、またその必要性も未だ現実のものとはなっていなかったのである。

註1) 「蜂起的罷業とは、無期限の罷業、蜂起によって決着がつけられるまで続行する罷業である。」山崎功『イタリア労働運動史』青木書店 P.382

(2) 富山和夫訳B.マンゾツキ『現代経済政策』合同出版社、P.P.21—22

(3) Giorgio Amendola; Lotta di classe e sviluppo economico dopo '40 lib-

- erazione 以下、"Lotta di classe" と略 (Tendenze del capitalismo italiano, Editori Riuniti) P.162
- (4) 山崎功, 前掲書. P.495
- (5) 同上, P.P.390-391を参照されたい。G. Amendra, "Lotta di classe" によれば自由党は国民統一政府の中でインフレ, 投機, ヤミ市場に対処するための国家の民主的統制に反対した。P.162.
- (6) キリスト教民主党政党としての性格については, 堺慎介「イタリアにおける現代教権主義の問題」『阪大法学』46号, 山崎功「イタリアにおける宗教政党」『科学と思想』2号, を参照されたい。前者においては, この政党がカトリックの教義に忠実である限りで本質的には反共でありながら, 同時に一種の教団組織としてその時々のカトリック大衆の経済的・政治的要求にそれなりに答えてゆかねばならない体質をもっていること, また, 本来のブルジョワ政党ではないにもかかわらず, 戦後その代替物としての役割りを果さざるをえなかったことから生ずる問題などが明らかにされている。
- (7) G. Amendola "Latta di classe" P.16E.
- (8) ibid. P.160
- (9) トリアッティ, 「デ・ガスペリ論」トリマツトリアッティ選集編集委員会編『トリアッティ選集』2。合同出版社 P.P.72-73.
- (10) トリアッチは, この局面の歴史的任務を次のように規定していた。「このとき, (ブルジョワの社会に対する威信, 強制と支配の地位が根底から動揺をきたした戦後をさしている—引用者), 再建はどうかというふうにおこなわれるはずだったのか, どうかというふうにおこなわれねばならなかったのか。政府活動を通じて, 旧支配集団に, 完全に立ちなおる可能性, 地位を回復する可能性を確保してやり, それによってかれらの威信と地位とを復興する方向にむかうか, それとも, 旧体制になんらかの変化をあたえ, かつ単純な旧態復帰をみとめず, その後の変革に道をひらき, イタリア経済の後進性—これに所有者階級の大部分の力が依拠している—をとりのぞくとともに, 政治的進歩と社会正義のために有利な状況を生みだす用意をするのか。」 同上. P67
- (11) G. Amendola "Lotta di classe" P.166
- (12) RISPOSTE AI QUESTIONARIA DIRAMATI DALLA COMMISSIONE ECONOMICA DEL MINISTERO PER LA COSTITUENTE—以下 "RISPOSTE" と略 (MINISTERO DELL'INDUSTRIA E DEL COMMERCIO, L'ISTITUTO PER LA RICOSTRUZIONE INDUSTRIALE, UNIONE TIPOGRAFICO-EDITRICE TORINESE 以下 FIRI と略) P.P.256-257
- (13) INTEROGATORI RESI ALLA COMMISSIONE ECONOMICA DEL MINISTERO PER LA COSTITUENTE 以下 "INTEROGATORI" と略

(Ibid) P.P 230-231

彼は、国有化一般については反対であり、ある場合に国有化が適切でありうることは認めるが、その場合も IRI 型の混合型による独特のそれが好ましいと主張している。

(14) Ibid, P.P.233-234

(15) L'ISTITUTO PER LA RICOSTRUZIONE INDUSTRIALE (IRI, I)

(16) Ibid. P. 180

(17) Ibid. P. 183

(18) フォルメンティーニ、コスタらは、IRI の指導者・幹部の任命が政治的判断に左右されることを問題にしていた。

(19) Ibid. P185

(20) "INTEROGATORI" P208

(21) Ibid. P208

(22) M. V. POSNER, and S. J. WOOLF, Italian Public Enterprise, P28,
彼によれば、自給政策への IRI の従属によって生みだされた不均衡が、近代化、企業の再編成、部門間の再分割などによって匡正されなかった。機械部門についてみると、1932年37,000人 1938年74,000人 1942年110,000人 1947年97,000人 1954年71,000人と雇用量が戦前水準まで下るのは1954年になってからであった。

(23) "RISPOSTE" P253

(24) G. Amendola "La Lotta di classe" P165

(25) M. V. POSNER and S. J. WOOLF. Italian Public Enterprise P.59

(26) Ibid. P29

(27) L'ISTITUTO PER LA RICOSTRUZIONE INDUSTRIALE. P188

(28) Ibid. P188

(29) Ibid. P189

(30) Ibid. P189

(31) Ibid. P191

(32) "INTEROGATORI" P235

(33) L'ISTITUTO PER LA RICOSTRUZIONE INDUSTRIALE, P190

(34) Ibid, P196

(35) IRI の1948年法による機構改革については、尾上久雄『現代経済政策の理論と現実』P.P.193-194を参照されたい。より詳しくは、(注)36の文献をみよ。

(36) R. COLTELLI e A. DE STEFANO, CODICE DELLA PARTECIPAZIONI E DELLE AZIENDE PATRIMONIALI DELLO STATO, P299

II 資本主義的復興とラ・マルファ提案

1 エイナウデイ・ペルラ路線と「労働計画」

第四次ガスペリ内閣の成立（1947年5月、戦後初めての社・共を排除した政権）とともに、戦後過渡期は終結した。ブルジョワジーは、以降、公然たる反撃と本格的再建への着手に移るのである。

この前後の数年にあいついで起った社会党の分裂（1947年1月、サラガトを中心とする右派社会党員は「社会民主党」を結成）とCGILの分裂（1948年7月）もまた、反ファシズムの中で形成された労働陣営の統一の破壊として、この過渡期終結の一表現であった。(1)

第四次ガスペリ内閣の形成と労働運動・政党の再編成は、イタリア支配層がもともといていた政治的安定の一応の達成を意味していた。

この過程においてアメリカの果たした役割はきわめて大きなものであった。「社会党の分裂のあと、おなじ1月にデ・ガスペリは経済援助を求めて渡米し、アメリカとの関係を深めた。それはその年の8月、対伊債権10億ドルの放棄と在米凍結資産1億ドルの解除となつてあらわれる。輸出入銀行からの1億ドルの借款、イタリア駐在アメリカ軍への支出にたいする見返資金として5000万ドルの貸与、国際救済復興委員会による新たな援助資金の確約などもあった。この代償はいわゆる「健全な民主社会」の建設、つまり、デ・ガスペリが歓迎されたアメリカ社会でとらえられている民主主義の観念、共産主義に赤く染められていない民主社会に、イタリアを改造することであった。」(2)

また、憲法制定議会後始めての1948年総選挙において、アメリカは「選挙戦の最終段階ではイタリアの民主勢力に対するアメリカの保守勢力の争いの観を呈した」(3)といわれるまでに介入した。

こうして、過渡期が終結するとともに、イタリア支配層が開始した政策は「エイナウディペルラ路線」と呼ばれるデフレ政策であった。

第四次ガスペリ内閣が国庫相として迎え入れた「健全貨幣提唱者」(S. ク

ラウ) L. エイナウディは、「貨幣破滅への道を阻止するため、懸命な努力がなされるべきことを決定した。」⁽⁴⁾ そのため、彼は1939年銀行法に規定されている閣僚間信用・貯蓄委員会を設置し、全国的信用統制にのりだした。銀行貸付けを減少させるため、割引率を4%から5.5%に引き上げ、また特別の法令の許しがなく、国庫が「支払い約束」でイタリア銀行から借り入れることを禁止した。(1947年9月)、ひきつづき11月には、外国為替リラを安定させるための諸措置をとった。

一方、こうしたインフレ収束策は1948年以降に実現をみるマーシャル援助の利用方法にも影響を与えた。G. アメンドラも指摘するように、マーシャル援助物資の国内販売によって形成された「リラ基金」が、主として国家予算の均衡実現のために利用されたのである。⁽⁵⁾

マーシャル援助自体の内容も、その初期においては、資本主義的再建のための社会的・経済的条件をととのえるという意味が強かった。すなわち、マーシャル・プランに基いて支出されたイタリアへの援助費は総額14億6700万ドルにのぼったのであるが、(この援助費の大部分は、1950年6月30日までに支出決定済となり、この以降のそれはわずか4億ドルにすぎなかった)、それを質的側面からみると「1949年6月までの第一期においては消費財(穀物)ないし第一次工業原料が大勢を占めていた。」⁽⁶⁾ (穀物が輸入商品の約40%、24%が石炭、10%が石油製品、15%が綿、わずか1%が機械)機械類の輸入が比重を増大させるのは、その以降のことと言われる。

さらに、「アメリカ政府の決めた予算計上はイタリア政府によって完全に活用されなかった。(中略)たとえば、1948年4月から1949年6月までのアメリカ政府の援助資金の計上は6億7800万ドルにのぼったのに対し、イタリアが輸入したのは4億9400万ドルにすぎなかった。」⁽⁷⁾

援助資金の利用がスピード・アップしたのは1950年7月以降、すなわち、いわゆる朝鮮戦争景気が開始されて以降であった。

エイナウディ・ペルラ路線のこうした信用抑制は、生産の相対的停滞をもたらすこととなった。1947年6月～1948年5月まで生産の停滞が続き、さら

に1948—49年の冬には、新しい生産の休止・老大な解雇＝失業現象の悪化がみられた。

G・アメンドラは言う。「貨幣安定の防衛という目標をもったマーシャル援助の利用と信用の量的制限というエイナウディ路線に、工業転換・労働者の解雇・工場の閉鎖・I.R.I.の整理への傾向が照応していた。((malthusiano))と呼ばれる経済方針には、旧い関係の回復という明白な政治的願望、所有者の報復的な暴力、工場内で所有者の絶対的な専横を再確立するための政治的差別という手段による労働者階級処罰の意志などが付随していた。」(8)

こうした工場閉鎖・労働者解雇・企業再編成の政策に対して労働者階級は企業整理・解雇反対などの権利要求運動をもって呼応した。労働者政党が政府から排除されていたことが、この運動の高揚に刺激を与えた。

1949～50年のメリッサ事件・モデナ事件を頂点とするこの運動は、政府に種々の「社会政策」を採用させるほどのものであったと言われる。例えば、B・マンゾッキは次のように言う。「組織労働者が組合の要求を通して、無地・少地の農民が農民闘争を通じておこなった広範な大衆運動がイタリアに展開されたのは、この時であった。(中略)こうした運動は、農業労働者や工業労働者の虐殺をひきおこし、土地占拠のために斗った農民、工場から解雇されることのない政策を要求した労働者に対して、警官の武力弾圧までもともなって激しくたたかわれた階級闘争であった。」(9)

G・アメンドラによれば、こうした運動はブルジョワジーに企業整理と解雇をある程度おもいとどまらせたが、一方多くの解雇と閉鎖を阻止しえなかったこともまた確かであった。運動に構造的目標を提起することが必要となっていた。

「経済的情勢の悪化と大資本家・大農業家による生産サボタージュに直面し、政府により支えられ勇気づけられた所有者の攻撃に直面した現在、未墾地ないしは工場閉鎖の威嚇を前にして伝統的分野で維持されていた・国民の重要性をもつどんな権利要求闘争も失敗を宣告されたであろうし、一定の権利要求に直接かわからない国民大衆からの孤立の中で、戦士の疲労と不道徳化

に消耗する」⁽¹⁰⁾ ことが明らかであった。直接的権利要求の闘いを構造的改革の闘いに結びつける能力が問われていた。

こうして、CGIL は、工業総連盟の政策に生産主義的政策 (politica produttivistica) を対置し、そのイニシアをとる方向を明瞭にしてくる。それは「技術と工業組織の改良・生産と労働者雇用の増大を通してコスト削減を行う政策、イタリアの生産物により多くの市場を保障することによって生産増大を可能とさせる政策であった。」⁽¹¹⁾

この生産主義的政策の路線は、イタリア労働運動の理論上の特徴を示す重要点の一つであり、IRIに対する政策もその中の一環と位置づけられるであろう。(後述)

1946年10月のCGIL第2回会議で発表され、1950年2月の労働計画経済会議に送られた労働計画 (piano del Lavoro) は、この路線の一つの具体化として生みだされたものであり、本質的には失業に対する闘いの計画であった。

「それは、数十万の失業労働者に早急に職を与え、国家経費の増大の多様な帰結を通して、生産と雇用に拡大することのできる、つまり国家経費の増大に基く生産主義的政策の一般方向を示していた。」⁽¹²⁾

一方、議会においてこの期に労働者諸政党が展開した活動は次のような方向をもっていた。

A) 生産活動に信用を補給するためではなく、国家財政の赤字を消すために使われたマーシャル基金の利用方法に対する批判、同時に、イタリア経済の発展政策のためにそれを利用する国民的計画の必要性を主張した。

B) 国家予算の骨組みに対する批判。歳入においては、租税改革の欠如、財政収入の総額に占める直接税の割合の低さを批判し、歳出においては、不生産的、軍事的経費をへらし、生産的経費を増大することを要求。

C) 信用配分についてのペルラ路線の批判。

D) 国家企業が私的独占グループに従属し、その必要の犠牲とされていること、その発展政策がないことに対する批判。発展政策の条件として国家企業に経済発展の主導的役割を果させることを要求。そのため、国家企業の

工業総連盟への癒着をやめさせる闘い。国家参加省形成のための闘い、などが、1949年以前のIRIの整理とその(再私有化)に反対して行われた闘いの直接の継続として開始された。

他方、インフレは、1949～50年にかけて収束し、マーシャル援助によって貿易収支の改善を達成しえたイタリアブルジョワジーは、OECEの強いはたらきかけの下で貿易の割り当て制限の廃止(1949年9月)、新関税表の採用(1949年12月)などの措置をとり、貿易自由化の方向にむかっていった。⁽¹³⁾

いま、1948年以降の輸入、輸出の動きをみてみると(単位100万リラ()内は対前年伸率)、1948年、884,266(-5.6)、575,886(+11.4)、1949年、882,975(-1.1)、641,341(+17.4)、1950年926,442(1.9)、752,988(+17.4)1951年1354,518(+46.2)、1029,516(+36.7)となって、1950年以降の貿易量の増大がうかがわれるのである。⁽¹⁴⁾

同時に、設備近代化と生産技術の革新が、これ以降、急速に進むのであるが、その過程においてマーシャル援助が大きな寄与をなした。

マーシャル援助による機械類の輸入は、設備更新の基礎となり、ひいてはイタリア工業のコスト引下げを可能ならしめる重要な要因であった。だが、この過程は、もっぱら一部の独占的企業の生産単位に集中していた。

B・マンゾッキは言う。「一部の大工業企業では、マーシャル援助を通じて、生産の上昇過程が開始された。それは、生産費の引下げによって、といってもそれに平行した価格引下げをともしない、したがって自己金融の拡大をともしないものであり、それがまた更新のための新規投資の可能性を生み出し、近代的装置を基礎とする設備の拡大をうながし、ひいては、それに比例した価格引下げをやらずに一層大きな自己金融の可能性を保証された、生産費の一層の節減をもたらした。この過程は、フィアットのようなイタリアの一部の独占体をして技術的に疑いもなく今日ヨーロッパでもっとも近代的企業のうちに加えさせたものであり、また彼らを政治的・経済的にイタリアの支配勢力たらしめたものである。」⁽¹⁵⁾

独占の本格的復興の過程で、IRIなど国家企業の活動も活撥さをまし、

コルニリアーノ鉄鋼一貫製鉄所の建設などが開始をみることとなるのである。

2 ラ・マルファ提案

本項では、この局面における政府のIRI政策論の特徴を、「国家の経済的参加の再組織」(LA RIORGANIZZAZIONE DELLE PARTECIPAZIONI ECONOMICHE DELLO STATO, 1951)と題するラ・マルファ(Ugo La Malfa)無任所大臣の提案にさぐってみよう。(16)

ラ・マルファ提案(これは、IRIばかりでなく、国家ないしは公法団体による株式参加全体の再編成を問題としている)⁽¹⁷⁾は、当時の国家参加企業(国家ないしは公法団体が株式の全部ないしは多数を所有している企業)の再編成を提案するにあたって、改められるべき構造上の問題点として、次のようないくつかの点を指摘した。

その第一は、IRI設立の経験主義的・非常事態的性格やその他の国家参加の起源の多様性の故に、国家参加企業が極めて統制困難な存在となっていることであった。

「国家参加のこうした非組織的発展の主要な結果は多様性であり、またその故の統制政策の不充分さであった。」⁽¹⁸⁾

「提案」が問題としているのは、次のような事実であった。国家参加企業は、管理に関する限りではIRIや国有財産管理局(Demanio)、運輸省その他の省と多様な組織に従属している。所有関係から生ずる従属関係の他に、国家企業が行う活動の技術側面にかかわる統制と監視形態があり、支配・統制の問題はきわめて複雑な様相を帯びている。(例えば、IRIの造船・船舶産業のある部分は海運省(Ministero della Marina Mercantile)に、ある部分は工業省(Ministero dell'Industria)に服従せねばならない。電話会社は、管理はIRIに従属しているが、技術的統制の点では郵政・電信省(Ministero delle Poste e Telecomunicazioni)に従っている。)

こうした管理組織の多様性、技術上の統制と管理上の支配との混乱に加えて、統制を不確実で未整理なものとしているもう一つの要因として「提案」

があげたのは、国家参加経済公団 (enti economici—法律上、国家とは別の人格をもち経済的活動を行っている組織たとえば I R I) における行政組織の代表者に関する方針の「絶対的無秩序性」であった。

第2の構造上の問題はこうした問題の一帰結としての政府・議会による支配・統制体制の不備であった。「こうした諸欠陥の重大な帰結は、国家参加が国有財産の著しい部分を代表しているにもかかわらず、その管理に直接に責任をもつ行政上の組織が存在しないということであり、他方、議会は国家参加に関わる諸問題に体系的・定期的に関与しえない」⁽¹⁹⁾ということであった。

以上の問題を「政策的、計画的性格の統制と監査組織」の問題と呼び、第三に「経営技術的 (tecnico-amministrativa) 組織」と呼ばれる I R I と国有財産管理局についても、次のような問題を指摘している。

この二つの組織はもとに「経営技術的組織」でありながら、両者は明白な性格の違いをもっている。I R I は、国家監査の下にある公法団体であるのに対し、国有財産管理局は一般的な行政組織である。前者は行政組織からの独立という考え方に基礎をおいているのに対し、後者は国家による直接運営という考え方に基いている。従って、「方針と構造の統一」がこの分野でも達成されねばならない。

第四に、I R I 傘下の四つの「金融会社」(finanziarie) (Finrider, Finmeccanica, Finmare, STET) についても、(この組織の目的は、提案によれば、傘下企業の技術的協力を世話し、企業に金融的援助を与えることである) それと同様の金融的で産業経営を行うための組織が I R I 外部にあることを指摘し、それらの統一を必要とした。⁽²⁰⁾

最後に、以上のような状況の下で I R I 体制の最下部に位置する個々の企業が無規律とその裏返しとしての政治的要求への過度の従属という二面的問題をかかえていることを指摘している。

一つは、それら企業が最終的なその所有者=国家に提出すべき決算書 (rendicatori), 報告書 (relazioni), 予算書 (bilanci) をしばしば形式的なもの

にしている。さらには、これら企業の管理委員会が事実上まったく機能していないといういわば企業管理の法外な独自性の側面である。（「国家参加企業は、今では、管理委員会によってではなく、単一の個人つまり総裁、代表管理者、理事長といった人々によって」⁽²¹⁾ いわば独裁的に指導されているといわれる。）

他面、企業管理の法外な独自性とならんで、「政治的性格の過度の介入といわゆる社会的目的の過度な重み」がそれにのしかかっている。正しい管理基準の適用においてそれら企業がもつべき管理の独自性が、企業管理から奪われているというのである。⁽²²⁾

「提案」は言う。「公的利益にみあう目的が国家参加企業において存在しつづけねばならないが、社会的目的という理由で労働力の過重な負担が国家参加企業に負わされる時には、それは悪化し国の経済の弱点となるであろう。」⁽²³⁾

「提案」がとりあげている国家参加制度の構造上の問題は、大略以上のようなものである。従って、「提案」はこの問題を国家参加の構造上の統一、目的の調整といった「合理化」視点と政府・議会による支配・統制の明確化、それらに対する責任の明確化という「支配統制」視点との二面からとりあげたと言うことができるだろう。

「提案」がこのようにIRIに対する政府・議会の統制の問題をとりあげたことは、先にふれたような労働陣営の要求とも関連して理解すべきであろう。

1951年5～6月に、IRIの基金増額についての上院での討論において、上院議員コスターニョ (Costagno) ランジェッタ (Longetta), コルテーゼ (Cortese) らによって次のような要求が出された。「国家に国の生産活動の発展のため指導と統制という役割を与えると同時に、有効に機能しうる構造を与えるという目的と国家参加を国の経済にとって有効なものにするという目的のもとに、IRIと他の形態での国家参加に現在与えられている機能の強化と拡大を通して経済活動における国の介入の全般的再編成を達成す

る。」⁽²⁴⁾

それでは、「提案」は国家参加企業の構造上の問題をどのように解決することを主張したか。

「提案」はそれを政策上・管理上の支配・統制の集中をどう行うかという面と直接的統制体制（国有財産総局 *Derezione generale del Demanio* を通ずる場合）と間接的統制体制（*IRI*を通ずる場合）のどちらがよいかという面の二面から論じている。

最初の側面については、「再編成の大きな仕事は支配とそれにつづく調整活動を唯一の管理者あるいは唯一の行政担当者のもとに集中することでなければならない。こうして、現在の状態の絶対的な無秩序を除くのである。」としながらも、次のような集中の限界を主張する。⁽²⁵⁾

広い意味での国家企業の中には固有の法人格をもたない国家独立企業（*aziende autonome di Stato*）と固有の公法上・私法上の法人格をもった団体（*enti*）の両者があるのであるが、この前者、たとえば *FF. SS.*（*Ferrovie dello Stato* 国鉄）、*Azienda Nazionale Autonoma delle Strade Statali*（国道独立企業）、*Amministrazione Autonoma dei MonoPoli di Stato*（専売）、などが、それぞれ、運輸省、公共事業省、財務省に従属している現状は、変更しようがないというのである。何故なら、これら企業は、「国家行政の投影としての経済組織なのであって、仮にこれら企業がそれぞれの行政分野から切り離されるならば、国家行政の配列の枠内で独自に存在している根拠がうすくなってしまわう」⁽²⁶⁾ からである。これら企業は、行政活動の「本質的発露（*essenziale emanazione*）」なのであり、行政の重要性と能力を条件づけるものなのである。

それに対し、*IRI*、*AMMI*、*AGIP*といった経済公団は、法的にも、行政的にも経済的にも、行政活動の表われではないし、道具でも、延長でもない。また、国有財産総局が、若干の航空会社、鉄鋼会社をもっているが、これもまた、財政省の活動の本質的要素ではないと言うのである。

しかも、「国の経済生活の重要部門に権限をもつ省の活動は、国が支配し

ている経済公団とそうでない私的企業に対してむらのないものであり、一定の生産部門に国家参加企業があることによって影響されないものでなければならない。」⁽²⁷⁾

こうした理由をあげて、「提案」は、国家参加企業に関して、それに特別の責任をもった何らかの形での政府機関ないしは管理機関の必要をみとめるのである。

だが、国家参加企業をある管理組織のもとに集中するという場合、それを単なる政策技術的なものとするかあるいは真の意味での省、つまり、単に政策的なばかりでなく運営も行おうような組織とするかは、重要な意味もっていた。この後者をつくとすれば、国有財産総局の拡張（技術者・管理者の名簿を独自にもち、他の政府機関の予算と同様に毎年議会に送られる予算をもつこととなる）ばかりでなく、そのもとへIRIの吸収が生ずることとなる。

「提案」は、次のように主張する。国家参加企業の管理・運営においてこれまで非難され嘆かれてきた不便は、これらの任務を託される組織での敏速性と技術性の欠如である。他方、現在我国において支配的な方向は、「国家の伝統的な管理規則やその形態から解放された柔軟な組織」⁽²⁸⁾をつくる方向であり、IRIは国家を企業運営にたずさわらせず、企業管理問題に煩らわせないという利点をもっている。

こうして、「提案」はIRIの公企業としての特徴を前面にだすことによってIRIの存続とIRIに企業・運営をまかせるような（管理責任・政策責任のみを負う）省の設立を提案したのである。

「提案」は言う。「IRIの代りに国有財産省を置くことは、参加の公的性格を強めることを意味する。このことはある観点からいえば便宜でありえようが、参加の全体制が構造の統一・目的の協力、合理性及び厳格な管理を達成する前に、こうした性格を強めることは適切とは思われない。」⁽²⁹⁾

「提案」は、労働陣営の要求する国家参加に責任をもつ政府機関の設立に一応答えながらも、IRI体制の存続をそこに組みこんだのであり、先きの

べた支配・統制視点よりは合理化視点に優先権を与えていると言えよう。

かくて、IRIを技術的管理組織として残し、それに他の国家参加企業をも組み入れて拡張すると同時に、支配・監視・政策に責任をもち議会や政府に対して責任を負う次のような単一の直接的政治組織が提案されることとなった。

1) 国家参加企業の計画・活動の調整のための閣僚委員会 (Comitato dei Ministri) の長となる。

2) 閣議でも、議会に対しても、国家参加企業の政策及び運営に責任をもつ。

3) IRIとIRI体制の諸企業に対する統制と監視を行う。

「提案」によれば、この組織(国家参加省)は固有の職員、固有の予算をもたず、閣僚委員会の仕事の計画・調整・組織については事務秘書 (Segreteria tecnica) を、監視と統制のためには限られた数の職員をもつという性格のものであった。⁽³¹⁾

「新しい行政組織は、言葉の伝統的意味での省と法的には南部開発公庫に関する法によって我国法体系のうちに導入された財産目録をもたない行政組織形態＝省との間の中間的な性格をもつはず」⁽³¹⁾であった。

IRI予算の議会での審議の問題については、議会による公式の承認・予算についての個々の修正に関する承認、個々の管理活動に対する会計検査院の統制といった国家予算や国家独立企業予算と同様の意味での審議はIRIのような独立した法人格をもつ団体にふさわしくないし、むしろその性格と対立するとして、「こうした団体が次年度に行う活動についての広範囲な報告を国庫省ないし首相の予算に添付することであれば何人も反対しない」⁽³²⁾と述べている。

IRIの下部の「金融会社」の再編については、次のような提案がなされている。

- ① 今日の持株会社にその部門全体をまかせる。
- ② 現在、直接的産業活動を行っている持株会社から(例えばAMMI)そ

うした活動を取りのぞき、技術的調整と金融上の援助の任務をもった厳密な意味での「金融会社」にする。

③ すでに I R I によって経験ずみのモデルに基いて、すべてを株式会社に改める。

以上のような内容をもつ「提案」の再編成構想は、「提案」自らのべるように、「この団体の管理をより真面目でより厳格なものとし、公的利益にかなう目的を実現可能とし、かつ国家の一般的経済政策をより効果的とするような、そういう統制形態、構造の組織形態を」⁽³³⁾ 生みだすためのものであった。その意味で国家株式参加による企業経営という特殊イタリア的 必要（その特殊性の底には、国家が旧来の行政活動とは質を異にする企業的活動を行わねばならないという資本主義各国にかなり一般的な必要がある）に対応するためのすぐれて国家独占資本主義的意義をもつ国家構造の修正の試みであると言いうるのである。

「提案」がいう「公的性格の目的」についても、私的企業としての構造を維持しているという特殊性が許容しうるかぎりでのそれであることが付言されねばならない。「提案」自ら言うように、「国有化措置のみが実現する公的目的すべてを実現するよう要求することはできない」のである。⁽³⁴⁾

それでは、以上のような構造上の再編成はどのような目標に向けられたものであったか。

「提案」は、「国家参加企業の再編成が解決を目標とすべき諸問題の第一として」投資政策の調整と発展をあげている。それは、一つには、「現代の私的経済が経済の全般的発展をともしなわなにかたよった拡張をひき起す」⁽³⁵⁾ ことに対する政策的調整を意味しているのであるが、それ以上に注目すべきなのは、国家参加企業による投資のより収益をあげる方向での調整を提起していることである。

「提案」は、この再編成がより収益をあげるような投資に優先権を与えるような計画作成を可能とするものでなければならないとして、次のように言う。「こうした役割のため、I R I は支配している部門全体における投資政

策（ないし投資をしない政策）の統制という仕事をすでに開始した。今や、総ての国家参加にこの原則をおしひろげ、このように調整された道具を国家が現在の経済的条件の下で担うべき発展の課題のための強力なテコとすることが問題となる」⁽³⁶⁾

実際、1946年に活潑な投資活動を再開した I R I において、次のような部門間の格差がみられた。いま、1949—54年の機械部門のそれを除く I R I 投資実績をみると（％は全体に示める比）電話・ラジオ部門18.7％（1300億）、船舶部門（armatoriale）16.5％（1150億）、製鉄部門、24.4％（1700億）、電力部門、40.4％（2800億）と、電力、ついで製鉄の優位がめだっている。⁽³⁷⁾

製鉄部門において I R I は、1949年以降、大規模な設備更新、集中と再編成の計画を進めるのであるが、それは、「製鉄業の第一次原料の国内需要を国内資源でまかなうことが不可能であることを考え、また鉱石の輸入が価格の点からも、製品コストの点からも外国のスクラップ輸入よりも有利である」⁽³⁸⁾ という基本戦略に立ったものであった。

この計画によれば、1952年の国内製鉄能力を粗鋼300万 t、鑄造向け鋼鉄25万 t と見積り、うち Finsider 傘下の四つの企業が180万 t（約60％）を生産することを目ざしていた。

敗戦直後、「社会的性格」の膨脹をみていた雇用数も、1949年以降、徐々に削減されていった、（1949年の主要企業で55000人から1950年には52000人へ）

この意味で P・フィリッポ(P. Filippo)の次のような言は適切と思われる。「大独占資本の利益という観点からすると、I R I による近代的一貫製鉄法の採用、—それは国際市場で有効な価格と現実に競争的な価格での製鉄製品を利用することを我国に可能としたのであるが—は、いっそう好都合なことであった。」⁽³⁹⁾

他方、機械・造船部門については漸進的整理が主張された。「提案」によれば、1949年度に190億リラの純損失（perdita coplessiva）を記録していた Finmeccanica 傘下企業は、（損失の大部分が Ansaldo, OTO, S. Giorgio, Alfa Romeo, Navalmeccanica によるものであった）、1950年には、CRDA,

Alfa Romeo Ansaldo-S. Giorgio, L'Industria Meccanica Napoletana, L'Arsenale Triestino, S. Eustacchiなどを閉鎖することによって損失を85億リラに切り下げたとされる。

しかしながら、雇用数の推移にみられるように(1948年88,500人, 1950年78,200人, 1952年74,500人, 1954年71,200人, 1959年35,800人), 当時の政治的, 経済的条件は, 企業整理と解雇の遅延をもたらさざるをえなかったものであり, ブルジョワのそれに対する怨嗟もいぜんとしてつづくのである。

だが, 他面, 1948—54年の時期には, I R I 機械部門(造船を含む)が国の機械生産あるいは工業生産全体のどれとくらべても, 一層急速な成長をとげていたことも事実であった。(工業生産指数1948年100, 1954年178, I R I 機械部門売上高指数1948年100, 1954年215, 国の機械生産指数1948年100, 1954年176)⁽⁴⁰⁾ たとえば造船部門は, N A T O 設立による艦船海外発注, 戦争による商船隊の破壊の再建といった要因が大きな需要をひき起して, 1954年までは, 1948年のそれを約120%オーバーするレベルで生産を行っていた。

こうした生産増大にもかかわらず, M・ボズナーも指摘するように機械部門への投資抑制が実施されたのである。彼は言う。「1948年にI R Iは機械と造船にその部門で付加された価値の80%以上に等しい額を投資していたのに, 1957年にはわずか8%であった。これはこの部門での資本集約性における変化には関係がなく, むしろ投資活動の移り変わる強調のあらわれである。」⁽⁴¹⁾

こうした電力・鉄鋼部門を中心とするI R I 活動の活撥化は, I R I における資金の欠乏をもたらした。「提案」は次のような理由で, I R I に国家資金を投入することを主張した。「提案」は言う。「国家が介入するのが遅ければ, 国家参加企業は前借り(Pre-Finanziamento)に依存せねばならず, それはさらにその企業の運営状態を悪化させるだろう。逆に, 国家による基金付与はその状態を良くするのに寄与するのである。」⁽⁴²⁾ I R I は今やイタリアブルジョワジーの本格的再建にとって有効な道具と考えられ始めたのである。

- (1) 山崎功『イタリア労働運動史』P. P. 395～404参照。
- (2) 同上 P. 396
- (3) 同上 P. 403
- (4) S. Clough, THE Economic History of modern Italy. P.295
- (5) G. Amendola "La Lotta di classe" P.182
また、B. マンゾッキ『現代経済政策』P.61—62を参照されたい。
- (6) B. マンゾッキ 前掲 P.54
- (7) 同上 P.62
- (8) G. Amendola "La Lotta di classe" P.179
- (9) B・マンゾッキ 前掲 P.68
- (10) G. Amendola "La Lotta di classe" B.175
- (11) Ibid. P.180
- (12) Ibid. P.180—181 なお、彼によれば、「労働計画」は、一定の限界をもつものであった。「計画は計画資金を手に入れ、インフレの進行を促進しないため、給与に関する休戦の維持を認め、労働者階級の犠牲の必要性をはねのけていなかった。そういう条件で、きびしい租税、信用政策が適当な犠牲を資本家にも課すことを要求してはいたが。市場経済の下では、投資の増大が、給与の凍結と消費の圧迫を必要とするという Vanoni や Saraceno の説が基本において受け入れられていた。基本には、ケインズ主義的示唆が、完全雇用を促進するための耐乏生活の政策というイギリス労働党的考えが存在していた。」P.181
- (13) S. Clough, The History of Modern Italy P.303
- (14) Antonio Pesenti e Vincenzo Vitello, Tendenze attuali del capitalismo italiano 以下 "Tendenze attuali" と略 (Tendenze de Capitalismo italiano Editori Riuniti) P.78
- (15) B・マンゾッキ 前掲 P.64
- (16) RELAZIONE CONCLUSIVA PRESENTATA DAL MINISTRO SEGRETARIO DI STATO ON. UGO LA MALFA NEL CONSIGLIO DEI MINISTRI DEL 9 APRILE 1951, CONCERNENTE LA RIORGANIZZAZIONE DELLE PARTECIPAZIONI ECONOMICHE DELLO STATO 以下 "RIORGANIZZAZIONE" と略 (IRI) この報告は、国家参加問題について特別に任命された Ugo La Malfa 大臣が、1951年4月9日の閣議において行ったものである。
- (17) ここで、1950年当時のIRIのイタリア経済に占める比重と他の国家参加企業の実態をあらかじめ示しておく。(16)の文献による)
[1950年 IRI関係企業の国民生産に占める%]
Finsider. 銑鉄生産の54.9%

	鉄鋼生産の40%
Cogne	銑鉄生産の24.8%
	鉄鋼生産の4.7%
Finmeccanica	船舶造船生産能力80%
	鉄道資財 (materiale mobile ferroviario) 25%
AGIP	天然ガス生産の60%
	原油 (petrolio grezzo) 生産40%
AGIP	精製のために扱われる外国産原油の25%
ANIC	" 27%
ACaI	石炭生産の99%
Cogne	無煙炭 (antracite) 生産の85%
	鉄鉱石生産の30%
ILVA (Ferromin)	鉄鉱石生産50%
AMMI	亜鉛鉱採掘の30%
	鉛鉱採掘の15%
	アンチモン (antimonio) 生産の100%
	錫生産の70%
AMMI	金鉱石生産のほとんど全部
Monte Amiata	水鉛生産の65%
Finmare	海運トン数の18%
STET	とりつけられた受話機の57%
Complesso ariende elettriche	ラジオ聴取契約者全部
RAI	電力の30%
Società di Navigazione Aerea	国内線旅客80%
	その他に化学, 観光業, 旅館, 映画の諸部門があるが, これら部門の資料は計算が困難とされている。

〔製鉄部門での主要な国家参与〕

	本社所在地	資本(100万)	参与者	参与の程度
1. Finsider	Roma	14,400	IRI	多数
2. Terni-Società per l'Industria e l'Elettricità	Id.	10,500	Finsider	id
3. ILva-Altifornie Acciaieried'Italia	Genova	5,000	Id	id
4. Dalmine S.A.	Milano	4,500	Id	id
5. Siderurgica Commerciale Italiana	Genova	1,500	Id	id
6. SIAC-Società Italiana Acciaierie Cornigliano	Milano	500	Id	total

	本社所在地	資本(100万)	参与者	参与の程度	
7.	Rifinsider-Ricuperi Finsider Roma	50	Id	id	
8.	Acciaierie Tubificio	Brescia	240	Id	50%
9.	Societa Nazionale Cogne	Torino	8,000	Demanio	totale
〔機械部門での国家参加〕					
		資本(100万)	参与者	参与の程度	
1.	Finmeccanica Roma	25,000	IRI	全額	
(以下2~7までは主として造船にたずされる企業)					
2.	Ansaldo	Genova	3,725	IRIとFinmecc	ほとんど全額
3.	Navalmecanica	Napoli	500	Id	全額
4.	Cantieri Riuniti Adratice	Trieste	200	Id	多数
5.	OTO Le Grazie	Genova	125	Id	全額
6.	Arsenale Triestino	Trieste	90	Id	id
7.	Officine Allestimento RiparazioniNavi.	Genova	10	Finmecc.	id
(以下8~14まで主として、自動車製造にたずさわる企業)					
8.	Officine Meccaniche Ferror. Pisaioesi	Genova	1,300	IRIとFinmecc	全額
9.	Stabilimento Meccanico Metallurgico Ansaldo-Fossati	Genova	1,000	IRIとFinmecc	全額
10.	Stabilimento Meccanico Pozzuoli	Pozzuoli (Napoli)	500	Id	id
11.	Alfa Romeo	Milano	400	Id	Id
12.	La Moto meccanica	Id	100	Id	id
13.	Aerfer	Napoli	100	Id	90%
14.	Spica	Livorno	10	Id	全額
(以下15~20まで電気機械、精密機械企業)					
15.	Ansaldo S. Giorgio	Genova	3,000	IRIとFinmecc	全額
16.	Termomeccanica Italiana	Id	550	Id	金額
17.	Filotecnica Salmoiraghi	Milano	500	Id	金額
18.	S. Giorgio Società Industriale Genova Sestri		500	Id	多数
19.	Marconi	Roma	300	IRIとFinmecc	多数
20.	Siemens	Milano	850	IRI,STET,SIP	id
(以下21~29まで一般機械、冶金・鑄造企業)					

	本社所在地	資本(100万)	参与者	参与の程度	
21.	Stabilimento S Eustacchio Brescia	320	IRIとFinmecc	全額	
22.	Delta-Societa Metallurgica Ligure	Genova	300	Id	id
23.	Reina	Milano	225	Ilva	id
24.	Metalmeccanica Meridionale-MMM	Napoli	180	IRIとFinmecc	id
25.	FA. MA-Fabbrica Macchine	Id	100	Id	id
26.	Industria Meccanica Napoletana	Buia (Napoli)	27	Id	id
27.	OMSSA-Officine Meccaniche Siciliane	Parelmo	75	IRI	50%
28.	Odero-Terni-Orlando	Genova	150	IRIとFinmecc	全額
29.	SAFOG-Fonderiee Officine Gorizia	Gorizia	40	CRDA	Id
[鉱物・石油部門での主要な国家参加]					
(石炭企業)		(100万)			
1.	ACaI-Azienda Carboni Italiani	Roma	600	Demanio	多数
2.	Mineraria Carbonifera Sarda	Id	1,000	ACaI	全額
3.	Mineraria Carbonifera ARSA	Trieste	(100万以下)	Id	id
4.	Mineraria venezia Giulia	Id	2	Id	id
5.	Azienda Ligniti Italiane	Roma	整理中	Demanio	全額
6.	SAMIL-Soc. Miniere ItalianeLignite	Id	20	ALiend Ligniti	id
7.	LIMSA-Ligniti Italia Mendionale	Id	18	Id	多数
(石油企業)					
8.	ANIC-Azienda Naziohale Idrogenazione Combustibili	Roma	7,200	Demanio	40%
9.	STANIC	Id	12,000	ANIC	50%
10.	AGIP-Azienda Gene- rale Italiana Petroli	Id	2,000	Demanio	多数

11.	IROM-Industria Raffinaz. Olii Minerali	Id	2,900	AGIP	id
12.	ROMSA-Raffineria Olii Minerali S.A.	Id	50	Id	id
13.	Raffineha Italiana Olii Trasformatori	Genova	50	AGIP	多数
14.	SNAM-Societa Nazionale Metanodotti	Milano	260	AGIPとDemanio	全額
15.	Ente Nazionale Metano	Roma	400	Id	id
16.	Azienda Metanodotti Padani	Id	340	Ente Metano	多数
17.	Ravennate Metano	Id	8	Id	id
18.	Idrocarburi Metano (鉱石企業)	Ravenna	(整理中)	Id	id
19.	AMMI	Roma	200	Demanio	多数
20.	SAPEZ	Id	500	AMMI	ほとんど全額
21.	Monte Amiata	Id	984	IRIとDemanio	全部
22.	Ferromin	Id	25	FinSider	id

〔電力部門での主要な国家参加〕

1.	SIP-Societa Idroelettrica Piemmonte	Torino	37,317	IRI	少数だが支配的
2.	Vizzola S.P.A	Milano	15,960	SIP	多数
3.	Idroelettrica Sarca Molveno	Id	5,000	IRIとSIP	id
4.	PCE-Piemonte Centrale Elettrica	Torino	2,728	SIPとVizzola	id
5.	SME-Societa Meri- dionale di Elettricita	Napoli	30,240	IRIとSuperpower	少数
6.	Soc. Elettrica Sarda	Cagliari	2,500	IRI	id
7.	Generale Elettrica della Sicilia	Palermo	7,500	Superpower	id
8.	STE-Soc. Trentinadi Elettricita	Milano	1,022	IRI, SIP, Terni, SME	id
9.	"Larderello"	Roma	3,500	FF. SS	多数
10.	STES-Soc. Termo-elettrica Siciliana	Palermo	900	FF. SS	少数

この他に電話、運輸部門などに国家参加企業があるが、省略する。

- (18) "RIORGANIZZAZIONE" P89
- (19) Ibid. P91
- (20) AGIP. A.CaI. AMMI. 国有メタン協会などが問題とされているのである。それらは、当時国有財産管理局の下にあり AGIP のみが株式会社形態をもち他は公法団体 (enti pubblici) という形態をとっている。
- (21) "RIORGANIZZAZIONE" P93
- (22) Ibid P93
- (23) Ibid P93
- (24) ROPOSTE CONCLUSIVE DELLA COMMISSIONE PER LARIFORMA DELLO STATUTO DELL'IRI (L'IRI II) P26
- (25) "RIORGANIZZAZIONE" P105
- (26) Ibid. P105
- (27) Ibid. P107
- (28) Ibid. P110
- (29) Ibid. P110
- (30) この後者については、まず国庫省の中の適切な組織を国家参加省の指導と責任の下に活動する組織として割りあてることが考えられており、それが望ましくない場合にはという条件つきである。また、予算は、固有の意味での省としての予算ではなく国庫省のそれからの配分を受けることとなっている。Ibid. P112
- (31) Ibid. P111
- (32) Ibid. p114
- (33) Ibid. P103
- (34) Ibid P104 例えば、私的企業のそれより低い価格で販売を行うよう要求することはできないが、労働力という重荷をせおいつづけるよう要求することはできるとしている。
- (35) Ibid. P94
- (36) Ibid. P45
- (37) Filippo Di Pasquantonio, IL Capitalismo di Stato nel quadro generale delle tendenze del capitalismo italiano 以下 "IL Capitalismo di Stato" と略 ("Tendenze") P284
- (38) "RIORGANIZZAZIONE" P28
- (39) F. Di Pasquantonio, "IL Capitalismo di Stato" PP.260-261 彼によれば高い関税障壁の下に発展してきたイタリア製鉄業は他国のそれを2~3倍も越えるコストで生産を行っていた。1951年に行われた Stanford Research Instituto の調査によれば、イタリアの製鉄業は、85工場に細分され、そのうち12のみが年間100,000 t を越える生産能力をもっていた。

(40) M. V. POSNER, Italian Public Enterprise, P143

(41) Ibid P103

(42) "RIORGANIZZAZIONE" P98

Ⅲ ジアツキイ委員会報告

1 独占の強化と1953年選挙

1950～53年にかけて、イタリア資本主義は基本的な復興をとげた。「工業および農業の基本的な諸生産物は、この時期に（マンゾッキキは1948～53年をさしている。—引用者）戦前の水準に達し、それを凌駕した。」⁽¹⁾

いま、国民所得の動きをみると、1951年+6.8%、1952年1.8%、1953年7.2%と、1952年の朝鮮戦争後の短い生産停滞を除けば、かなり早いテンポで成長していった。それはイタリアにおいて過去に生じた平均増加率を著しく越えるものであった。⁽²⁾

この「高度成長」は、農業部門の相対的地位の低下（1946—50年の国民生産全体に占める割合は35.8%、1951—55年のそれは27.3%）、工業部門中の生産財生産部門の、消費財生産部門のなかでは耐久消費財部門の優越的發展をともなっていた。製造工業の最大の増加は、鉄、鉄鋼、機械製品において生じた。（鉄鋼についていえば、1950年の23億トンから1955年には53億トンと年率約20%のテンポで増加した。）

この成長過程においてIRIが大きな役割を果たしたことは、1948—57年に国民所得が165%の増加を示しているのに対し、IRIは313%と倍に近い率で売上げ高をのばしている（なかでも、IRI鉄、鉄鋼、機械、電力、電話部門はそれぞれ、306%、462%、310%、367%と増加が著しい）ことからもうかがえる。⁽³⁾

M. V. ポズナーは、IRI投資の段階区分にふれ次のように言っている。「最初の時期には重工業の大投資があった。それは1950年中頃と後期の急速な成長の基礎をなした。1950年代中頃には、IRIの投資はむしろサー

ビス部門にむけられていた。その後、この期の末には基礎的な鉄、鉄鋼での投資がもう一度急速に拡張し始めた。この「循環」は全体としての需要の変動ではなかった。むしろ、それは「全体としての経済の必要への対応であった。」⁽⁴⁾ (傍点一引用者)

この間、輸出入についても、輸入構成における第一次原料・半製品・エネルギー源の増大、輸出構成における機械輸出の増大といういわば重化学工業化の進展をあらわす傾向がみられた。(絶対額の伸びは、1955年までのそれにくらべるとずっと低く、1952年輸入、1459734 (+7.8) 輸出、866537 (-15.8)、1953年、1512.686 (+3.6)、941789 (+8.7)、1954年、1524439 (+0.8)、1023909 (+8.7) -単位100万リラとなっている。)⁽⁵⁾

こうした輸出構造の変化と輸出の増大に対するIRIの間接的寄与も大きなものがあった。M. V. ポズナーによれば、IRIの鉄・鉄鋼部門、機械部門は「輸出業者に対する原料生産者として、機械生産者として」⁽⁶⁾ 役割りを果たした。

また、IRIとENIが工業生産にエネルギーを国際価格で供給したことの意味の大きさもF. パントニオの指摘するとおりである。⁽⁷⁾

(彼によれば、50年代初期の工業拡張をもたらした要因として、南部開発公庫、農地改革公団など1950年当時に生みだされた国家独占資本主義機構によるセメント、肥料、トラクター、ゴムなどの需要増大もみのがしえないという。)

こうした再建の達成につづいて1953—55年には、「第一次欧州循環」とよばれる膨脹局面が始るのである。「好景気はこれまでよりもいちだんと強く基本的には自己金融による大独占的諸企業の生産能力の再建・更新過程——解放後、とくにマーシャル計画にもとづく援助で始った——を押し進めることを許した。(中略)それは何ものにもまして、国際的経済競争の面で諸独占を一段と強化するための諸条件の創設を可能ならしめた。」⁽⁸⁾

だが、1949年以降の過程で実現された設備更新・拡大は、1955—56年の短い生産停滞をもたらし、それを境いにイタリア資本主義は新しい局面を迎え

ることとなるのである。

P. チオーフィ (P. Ciofi) は言う。「マーシャル援助とともに始った設備の重々しい、一般的な更新が、1955年ごろにその大きな帰結を生み出したことは明らかと思われる。1955年以降、新しい局面が始った。(中略) 若干グループの生産はかなり著しい規模に達したので、増加リズムを維持するために、1950—55年に販売されたそれをはるかに越える生産物の市場が必要となった。この側面においては、維持されたリズムでの安定した拡張を続ける可能性は、今では、中北部での新しい生産単位の創造にばかりでなく、国家の介入と支持の政策、南部と島部での投資領域の拡大にも依存するのである。」⁽⁹⁾

彼によれば、エディソン、モンテカチーニ、ズニア・ヴィスコーザ、フィアットなど15の独占的企業の設備投資増大年平均率は、1950—54年には19.1%であったのに対し、50年代後半には14.7%であった。また、売上げ年平均増加率は、フィアット、モンテカチーニ、イタルチェメンティ、ピレリ、ズニア・ヴィスコーザのそれぞれについて、(数字は1948—54年、1955—60年の順) 29.3%から14.1%、11.6%から2.9%、16.0%から1.0%、1.8%から5%、5.25%から13.3%となっている。⁽¹⁰⁾ (前三者の停滞と後二者のそれに反するのびが注目される。)

I R I 内部においても、鉄・鉄鋼部門では1953年にI R I 投資総額の23%を占めていたのが、55年には10%を占めるのみとなり、それまでの銑鉄生産中心から完成鋼生産へと比重を移す過程がみられた。また、機械部門でも、造船の停滞とそれに代る自動車・電子工学・電気機械の急速な成長がこの期の特徴であった。⁽¹¹⁾ 先にふれたI R I 投資の重点変化 (M. V. ポズナー) は、こうした関連の中でとらえるべきであろう。

こうした独占の強化とイタリア資本主義の新局面の開始のもとで、労働運動は一定の困難におちいった。「設備近代化 (自己金融)、新技術の採用開始 (オートメーション) は、経済発展のうちに格差 (地域間の、産業間の、部門間の) を生み出す。このことは、そこからでてくるこれらの格差、矛盾の認

識を要求する。従って、構造的改革に基く経済発展計画を通して経済政策の異なる方向を強制するための多様な政治的・経済的イニシアを要求する。ところが、反対派は古い一般的な批判テーマを主張していた。」⁽¹²⁾

経済政策の方向をめぐる論争は、1952年から54年の間には、著しい修正をなしに、古いテーマの上で行われていた。しかしながら、この期間に行われた「ペテン法」⁽¹³⁾に対する闘いと1953年総選挙は、「『中道主義』の方向をつづけることを危くし」キリスト教民主党に大きな打撃を与えたことは注目されねばならない。B・マンゾッキは言う。「イタリアにおける内閣の組閣がますます厄介で困難な過程となるのは、この時期に始るのである。デ・ガスベリによって多年つづけられてきた路線が、1953年6月7日（選挙の日—引用者）のすぐあとで、新政府の信認を議会に求めたさいにうけた反対投票によって公然たる反対と非難をあびたことは、周知のところである。」⁽¹⁴⁾

選挙後「経済民主主義」の大波[〃]（B・マンゾッキ）が国内を洗った。こうした状況のもとで、IRI定款改正委員会が発足させられたのである。

2 ジャツキイ委員会報告

すでにⅡ節でみたように、IRI機構の再編成の提案は当時の労働運動の要求に一面動かされつつ、ラ・マルファによって試みられたところであった。しかしながら、それはいぜん実現をみるにいたらず、しかも他方で、独占的拡張へのIRIの奉仕が現実的過程として展開していたのである。

M・Vポズナーは、国家持株省の創設にふれて次のように言っている。「国家持株省の創設は、統制と協力を求めるますます増大せる圧力という背景のもとでみられる必要がある。IRIに対する非難、その無効性・秘密主義・政府と議会の統制からの独立性などに対する非難は、IRIの構造を検討し、改革を提案するための議会委員会（a parliamentary Committee）の任命へと導いた。」⁽¹⁵⁾ 1953年9月24日通産省のもとに設立された「IRI定款改正問題研究委員会」（una speciale commissione per lo studio della riforma dello statuto dell' Istituto per La Ricostruzione Industriale）がこ

れである。ところが、この委員会は作業の過程で、O・ジャッキ委員長 (Orio Giacchi) を中心とする多数派とP・バッフィ (Paolo Baffi)、E・ボターニ (Erole Bottani) 等の少数派に分裂し、両者はそれぞれ「報告」と定款案を公表することとなった。

それは、次にみるように、IRIのような国家介入を恒常的なものとみるか否か、それに対する議会・政府の統制・支配を必要と考えるか否か、従って国家持株省の設立を主張するか否かを主要な対立点とする分裂であった。結果的には、この委員会による二つの「報告」・定款案をもとにした議会の論議は、1956年12月「国家持株省」設立法 (1589号法) を成定することとなるのであるが、本項ではこの省の性格を明らかにするため、多数派「報告」(以下、単に「報告」と略) を中心に検討し、主な論点について少数派の見解を紹介することとしたい。(16)

「報告」は、(マルファ提案と異なってIRI体制を対象としている) 現行のIRI体制について、次のような諸点を問題として指摘している。

第一に、「法的規定の不確定性」である。「報告」によれば、1948年定款はIRIの目的規定、IRIに対する政府・議会の指示 (direttive) や統制に関する規定を含んでいない。そのため、IRIの役割や政府・議会のそれに対する権限が不確定となり、矛盾を残したままになっているというのである。

例えば、IRIの総裁が閣議 (Consiglio dei Ministri) からIRIの活動について「一般の方針 indirizzo」をうけとることになっている現行規定のもとでは、彼が、株式参加の整理あるいは部門別再編成の準備などについてあらかじめ工業大臣ないしは他の大臣に指示を求めることは「過度の従順さ」として非難をうける。他面、政府の誰かや議会の委員会のあるメンバーが、公的利益にかなうと思われるが法的に規定されていない目的をIRIに与えようとする場合、その権限の合法的根拠があいまいであるといった問題が生ずるといふ。

また、「報告」は法的規定の不確定性と矛盾は、IRIとその外部 (政府・

議会)の関係ばかりでなく、グループ内部の関係にもみられるという。例えば、IRI、それに従属する「金融会社」さらにそれに支配される個別企業の三つのレベルのそれぞれの管理組織に同一人物が参加するという事態が生れているという。「報告」は、そのことから、事業会社の完全な責任にまかされるべき経営活動と「持株会社」により展開される統制活動の間の区別が否定される結果が生じていると批判するのである。

第二に、「報告」は政策方針の欠如を問題としている。「報告」によれば、経済政策が欠けていることが、IRIが特定の経済政策のための手段として機能しえなかった理由ではなかった。問題は、IRIによって設立された手段の性格、それによって追求しうる目的の種類が明確になっていないところここそあるという。

第三に指摘しているのは、単独企業の経営上の問題である。「報告」は次のように言う。IRIが支配している企業のかなりの部分は、収益を残す経営を行っている。(電話グループ、鉄鋼企業、電力グループ、ローマ銀行を始めとする三銀行)機械部門の企業に損失がみれるとしても、それはこの部門全体の困難の故であって、IRI傘下のもののみについて特別に言うことではないのだから、それについて経営上の問題を指摘することはむづかしい。

「報告」はIRI企業の状態を以上のようにいって、経営上の問題について検討されねばならないのは、「筋道の立った経営計画がないことあるいはあっても不十分なこと」と「経済的運営の一般的指導原理がないこと」(17)であると主張する。(たとえば、①傘下企業への私的資本の参加をどのように考えるべきか、単なる負債として考えてよいのか、②マーケティングの分野で、市場調査、需要に対する生産の適合、輸出など重要な問題が軽視されている。③IRI企業間の活動の組織化の欠如、などが指摘されている。)

問題の第四は、「労働関係の新原理」への対応の不充分さであった。「報告」は、IRI企業が労働力を解雇した場合、ある地方の経済を深刻な状況におとし入れることを懸念し、そういう事態をひき起さないよう「経済的需

要を設定する」というやり方をとっていることを批判したのである。(18)

最後に「報告」は、以上のような欠陥が単に I R I とその支配企業グループに重くのしかかっているばかりでなく、国の政治・経済社会の全領域にわたる重大な帰結をもたらしたという。

「I R I の存在そのものについて起っているさまざまな論拠による非難はそれについて早急に防御の体制をとるべき・なおざりにできない政治的現実となっている。国家が、その根拠を知らずに企業グループを支配するならば、それが龍大な国家経費を必要とする時にはなおのこと、イタリア世論に対する政治権力の権威の衰退と消滅をまねくであろう。」(19)

こうして、「報告」は、「I R I に関する新しい規定の緊急の必要性」を強調したのである。

それでは、「報告」はどのような基本的主張のもとに I R I 定款の改正にとりくんだであろうか。「報告」の I R I 政策論としての意義は、次の諸点にあったと思われる。即ち第一に、I R I のになすべき任務の明確化・整理第二に、公的目的の追求と運営の経済性に基づく追求との統一の仕方の明確化、第三に、「一般的方針」をつくる組織と「監視」機能を果す組織、それぞれの性格づけと具体的な組織方法の提案（この点では、マルファ提案に基づいて、それを「発展」させている。）以下、簡単に紹介してみよう。

第一「報告」は I R I が公法機関 (Istituto di diritto pubblico) として国家目的に結びつけられた目的をもたざるをえないことを前提する。しかし、このことからただちに、I R I を経済的性格が純粋に副次的にすぎない政治的団体として考えるべきと主張するのでもない。I R I における公的目的は、「それが追求されている分野に対応したやり方と手段をもって達成される」(20) というのである。

「報告」があげている I R I の追求すべき公的目的とは何か。

「報告」は言う。「I R I が満たさねばならない二つの基本的必要は、国の技術的、経済的進歩に欠くことのできない成分置換産業 (industria di trasformazione 製鉄・化学のような産業をさしている——引用者) や器具財

生産産業 (industria produttrice di beni strumentali. 機械産業をさす一引用者) に属している企業の存在を保障する必要及び銀行や公共動力源などを含む言葉の広い意味での公益事業 (servizi di utilita) の運営への国家介入を可能とすることの必要とからなるのである。」⁽²¹⁾

つまり「報告」によれば、IRIは私的イニシアにまかせては維持しえないイタリア製鉄業・機械産業を、それらが国の経済にとって不可欠であるが故に、維持する任務と公益事業の統制の可能性を国家に与える任務を担うとしないのである。

「報告」は、この二つの基本的任務に加えて、いわば付随的なものとして、1) 技術進歩に貢献する。2) 労働関係の改善を助長する。3) 外国との通商関係の増大に努める、の三つの目的をあげる。これら三つの目的は、全く経済的性格のもののみであり、その故にIRIグループの構造と活動を変質させるものではないというのが、「報告」の強調するところであった。⁽²²⁾

「報告」が以上の任務 (IRIの目的) を課すべきとしたのは、次のような、そのイタリア経済とIRIについての認識に基づくものであった。

IRIを通じての経済への国家介入は、その偶然的起源の故に、一時的性格しかもたないという主張がなされている。この主張によれば、1929年に始まった世界恐慌のイタリアでの反映たる1931—33年の銀行及び産業の危機が存在しなかったならば、IRIも他の形の国家介入も起らなかったかのように言われる。しかし、「報告」によれば、こうした認識は誤っているという。

「報告」はいう。「産業投資への銀行の沈みこみ (appesantimento) とイタリアの製鉄業・機械産業の構造的弱点は、国の全経済組織、その金融市場の狭隘性、産業と金融の間の混乱」などに結びつけられるべき「旧き欠陥」⁽²³⁾ である。従って、IRIの創設は、その創設者の主観的意図がどうであったにせよ、イタリア経済の現実の勇氣ある承認の帰結にはかならなかった。こうしたIRIの起源を想起するならば、それがイタリア経済の如何なる現実的要請に答えているかは明らかである、と「報告」は主張するのである。

先にふれた I R I の基本的任務の第一は、ここからでてくる。「それら企業への国家介入をひきおこすものは、それらの存在の必要性あるいは大きな有効性以外のものではない。それら企業が公権力的手中にあることがではなく、国がこうした産業をもつことが必要なのであり、公的所有の下にはないとしてもそれらが存在することが必要なのである。」⁽²⁴⁾

第二の必要はそれと異なっている。この必要は、国家がエネルギー産業やいわゆる「補助産業」(industrie di prestazioni) に介入することの必要性ないしは適切性から生じる。公共事業やエネルギー源は、国の全経済を支配するような経済活動である。従って、ここでは公権力は単に企業が存在することのみに埋没するのではなく、企業活動の行い方でも含めて世話をすることが必要なのである。⁽²⁵⁾

こうして、すでに、マルファ提案にうかがわれた I R I 活動のイタリア経済にとっての必要性の確認が、多数派「報告」においていっそう根拠づけられた形でなされたのである。

これに対し、少数派は I R I による国家介入をいぜんとして一時的なもの・ただちに整理さるべきものと考えていた。少数派は、そこから次のように主張する。「偶然的で・独特な必要性の故に国家に託された株式参加を現在まかされている、また一部は将来もまかされたままとなりうる補助的団体(ente ausiliano)は、特殊な・固定された目的を強制的に課されてはならない。」

定款案においては、少数派は「I R I が経済的判断にしたがって、それに属する参加を効果的に運営すること及び保存する利益をもたない参加の漸時的譲渡に備えること、この二つの課題を明らかにすることに限定するよう」主張したのである。⁽²⁶⁾

第二に、「報告」は運営の経済性と公的目的の統一の仕方について大きな力をさいている。

「報告」は、「二つの言葉がともに現実のものであり、ともに強制的である」という立場に立っていた。そして、その統一の成立する根拠・足場を次

のように、公的資格の機関と私的株主も参加している混合会社との性格の相異にもとめるのである。

「報告」は言う。「公的資格をもつ機関は、それもまた、健全な経済的運営を追求せねばならないが、しかし、その故に出現しそのために活動している公的目的に従属する。一方混合経済会社 (la società di economia mista) は、その経済活動が必要な時と場においては公的株主、つまり国家あるいは他の公的資格の機関のめざしている公的目的によって制限を受けるとしても何よりもまず経済的目的を追求する」(27)

かくて、「報告」においては、公的目的の追求はIRIグループにおいては全くIRI自体に限定されて託され、金融会社あるいは事業会社においては経済性と公的目的の統一は別の形でなされることとなる。「そこでは、公的資格の人格は存在しないし、会社によって直接に追求される公的目的はない。そこでは、企業的利益、私的意味で理解された経済的利益などの目的の追求とともに、私的経済運営の論理が追求されねばならない。」(28) 憲法制定議会経済委員会「報告」によって先鞭をつけられたIRI傘下企業の私的企業との同一視(次にのべる制限はあるが)が、ここでは、いっそう論理づけられた形で登場している。

もちろん、この「私的経済運営の論理の追求」に制限がないわけではない。それは次のようなものであった。混合経済会社の経済的運営は、国家あるいはIRIの多数株の存在がそれに課す制限のうちにある。この制限は多数株主が追求すべき公的目的にそって事業会社の管理・経営を修正することにあられるというのである。(29) (ところが、IRIのこうした事業会社管理に対する修正要求は、後者の内部で自身の必要を越える剰余が発生した場合に限られているのであり、それ以外の場合は、まったく経済的やり方に従わねばならないこととされている。)

以上の「報告」の主張から判断すれば、IRI定款改正が1950年頃からの労働陣営のIRI機構民主化・その「生産主義的経済政策」への奉仕要求にきっかけをもつとしても、その本質的内容がすぐれて国家独占資本主義的な

ものであることは明らかである。いわば、それはフィアット、モンテカティニなどの私的独占にとって不可欠のイタリア鉄鋼業や機械産業を、国家の・IRIの株式参加によって維持し、しかもそれを既成の公企業形態のもつ非能率性を排した形態で「経済性」原則をとりいれながら運営していくことをねらったものなのである。

この点で、B・マンゾッキの指摘は示唆的である。彼は、1959年の「公企業体の経済的運営」と題する論文のなかで次のように述べている。

「生産集中過程の強化と金融資本形態への移行とは——周知のように——金融寡頭制が資本主義国家のなかで資本家階級の一部（非独占的資本家）を犠牲にして打ちたたてた支配権の拡大のため、経済的影響ばかりでなく政治的反響まで与える。このことは、狭い意味でのマーシャルのいわゆる『外部経済』（交通・サービス・公共事業、さらにより一般的には信用・投資・財政措置・関税等の部門における政府の経済政策）を、生産費の引下げ、独占的諸企業の「労働支出・犠牲支出」の節減へと導くだけでなく、さらに彼らにとってまた彼らのための『外部経済』の新しい諸形態、すなわち、公共的生産諸企業から公共的信用・金融機関、生産物を吸収するための協同組合諸組織にいたる国家独占資本主義の諸機関をつくり出し、複雑化する。」(30)

「こうした状況のもとで、支配諸グループは公共的諸企業にたいし『経済性』を要求するのである。これらの企業は、一つ一つをとってみると、その生産費と収益との関係が通例一方では公共的収入の増大が独占利潤からの大きな調達を要求するぎりぎりの限度をこえてまでは国家予算の負担とならないように、他方では、資本市場において独占企業内部の蓄積にまで喰いこむような限界をこえないように、経営していかなばならない。」(31)（傍点一引用者）

B・マンゾッキによればIRI傘下企業は、イタリア独占にとっては、「新しい形態」での「外部経済」をなすものであり、その運営には独占に負担をかけないかぎりでの経済性が要求されるというのである。

だが、さらに興味深いのは、こうした機構に対する彼の態度である。

彼は、「国家資本主義諸機構の方向を国民社会を前進させるために転換させる活動はどのようにして決定されるのか」⁽³²⁾と問うて、次のように答える。

「何よりもまず、その活動が資本家側のイニシアティブの反映ではなく、逆に労働者階級ならびにその組織された前衛のイニシアティブの成果たらしめることである。というのは、ひとり国家資本主義の社会主義への接近だけが『社会主義革命の接近、容易さ、切迫さのための論拠』（レーニン『国家と革命』邦訳96ページ）となるからである。こうした面からみると、根本問題は『国有化された』国家的所有の量的拡大にあるのではなく、むしろ質的拡大つまり、民主的イニシアティブが国家資本主義の諸機関にたいして押しつけうる政策の型にあるようである。」⁽³⁴⁾（傍点—引用者）

それでは、こうした政策はどのようなものか。B・マンゾッキは言う。「国家資本主義の諸機構の進歩的政策がただ一つ満たしうる経済要求は、国民経済全体のための生産費の縮小、したがってまた全国的な——という意味は、公私を問わず個々の企業なり企業集団のではない——生産性の向上の要求である。」⁽³³⁾

「国家資本主義の諸機関の作用を——公共企業がおこなう施設の更新・拡大のための融資、エネルギーの供給とその価格、サービス原材料および半製品等にかんする——適正に定め、大小を問わず個別生産単位の経営費用の縮小を一般的過程たらしめ、同時に勤労者の安定的・熟練雇用の拡大の基礎をきづくような、積極的政策が必要である。」⁽³⁵⁾

こうすることによって「勤労者にとって一定の賃金・雇用水準を防衛することを保障したり、またしばしば、それ自身でも国民経済全体にとっても反経済的な、非独占的中小企業の一定の立場を維持する」⁽³⁶⁾立場を避けることができるというのである。

B・マンゾッキはこうした路線からみて、国家投資事業者の創設を一つの前進とみるのである。（ただ制度の面での一步にすぎないと限定しているが）

B・マンゾッキがこのように評価したIRI機構の改革とはどのようなも

のであったか。この点を、ふたたび「報告」にさぐってみよう。

「報告」は、IRIと議会・政府の関連の問題として、「一般の方針」のための組織と「監視」の組織を次のような論拠に基いて性格づけている。

IRIは公的機関であり、そのようなものとして国家目的に結びつけられた目的をもつのであるから、その活動の一般方向は政府の組織によって決定される必要がある。1948年定款第1条は、不正確で・適切でないやり方ではあるが、*「協会活動の一般的方向を公的利益にそうよう確定する」* 仕事を閣議 (Consiglio dei Ministri) に帰していた。

ところが、この組織は、そのために少くとも一定期間（例えば財政年度の始め）、全委員に拘束とそれに専念する時間を要求するような仕事をするにはあまりに大きな会議組織である。また、IRIグループの活動が展開される分野のような、たとえ広大であっても特殊な分野での経済政策についての指示を行うことは、一般の方針の特殊な応用となるので、国の経済政策の一般的方向を決定する閣議にはふさわしくない仕事だという。

従って、IRIに関する一般の方針の決定は閣議に属したままでありえないのであるが、同時に、それが単独の閣僚に属しえないことも明らかである。何故なら、まず、さまざまな省の領域にかかわる一般的で基本的に重要な問題についての決定権は、政府メンバーの一人に託すことはできないからであるという。

しかし、「報告」によれば、IRIの方針決定機関が合議的でなければならないより重要な理由は、その方針がIRIの性格そのものからでてくる抽象的なもの（先にのべた二つの任務と三つの補足的目的）をさらに具体化したものでなければならないことにある。

「報告」は言う。*「一般の方針」*とは個々の運営上の問題に対する特殊具体的な目標を提起するのではないという限りで「一般的」であるが、管理においてどんな時でも記憶されているべき永遠の目的を定めるものではないという意味で、IRI活動に対する指令でなければならない。

他方、*「監視」*活動の方は、すでに与えられた目的へのIRIの全活動の

照応を問題とする。だから、通常の・継続的な・いわば日々の活動が対象となるのであり、IRI活動と公的目的との間の関係についてのコンスタントな精査・検討が問題となるのである。

「報告」においては以上のような「一般の方針」と「監視」の相異の考察から、この二つの機能のためには二つの異なった組織が必要であること、前者のための組織が合議的で後者のためのそれが個人的であること、さらに両者の関係は前者が後者を指導するという関係になるべきことなどの原則が導きだされているのである。

「報告」は、こうした原則の上に「一般の方針」を与える権限を閣僚委員会(Comitato di Ministri)⁽³⁷⁾に、「監視」を行う権限を単独の大臣(国家持株省)に属させるという提案を行ったのである。⁽³⁸⁾

議会との関係については、「報告」はIRIを始めとする公的経済団体に対する大なる出資が実質的に議会の検討を経ていないという批判のあることを指摘して、具体的に下院議員3名、上院議員3名、国家参事官(Consigliere di Stato)2名および会計検査院次官(Congliere di Corte dei Conti)からなるIRI監視委員会の創設を提案した。

以上のような提案に対し、少数派は次のような理由をあげて反対した。①仮にこのような省をつくるとすれば、それは制度的にこれまでIRIを導いてきたし、今後もそうであるべき経済的判断の代り政治的動機を置くという危険をおかすこととなり、またその故に国家参加の範囲を決定的に拡大するだろう。公的機関の活動は量的には縮小され、質的には特殊化されることが望ましいのである。②また、この省は国家に、企業の管理・そのあらゆる運営活動についての責任を負わせ、私的資本をその企業から遠ざけ、IRIそのものの存在根拠を失わせる。こうして、少数派は、IRIが存続するかぎり、国家参加の運営と管理はIRIにまかせる以外ないと主張したのである。

また、彼らは多数派の提案した監視委員会の設置にも反対し、IRIの運営や活動計画に関する議会報告の義務を予算省に与えるという代案を提出し

ている。

以上が、IRI定款改正委員会による「報告」の基本的論点である。

先にふれたように、多数派定款案は議会の論議のなかで若干の修正をへて1956年に1589号法として現実化をみることとなる。かくて、以降IRIは国家持株省体制のもとに新たな展開を始めることとなるのである。

- (1) B・マンゾッキ, 前掲, P112
- (2) A. Pesenti e V. Vitello, "Tendenze attuali" P73
- (3) M. V. POSNER. Italian Public Enterprise. P73
- (4) Ibid. P105
- (5) A. Pesenti e V. Vitello "Tendenze attuali" P18 P78
- (6) M. V. POSNER Ibid P10
- (7) G. Amendola "La Lotta" P189
- (8) B. マンゾッキ, 前掲, P120
- (9) Paolo Ciofi, Alcuni aspetti dello sviluppo dei monopoli negli anni 1950-1960, ("Tendenze") P148
- (10) Ibid. P147
- (11) M. V. POSNER. Ibid. P104. P66. P.P.63—64
- (12) G. Amendola "La Lotta" P190
- (13) 「1953年の下院選挙にさいし、従来の比例代表制による選挙法を改悪し、連合した政党の一派が有効投票の過半数を得た場合には、これに議席の%を割当てることにした。」(B. マンゾッキ前掲P114富山和夫氏訳注)
- (14) B. マンゾッキ, 前掲・P117
- (15) M. V. POSNER Ibid. P32
- (16) 多数派報告は、PROPOSTE CONCLUSIVO DELLA COMMISSIONE PER LA RIFORMA DELLO STATUTO DELL' IRI. (以下 "PROPOSTE CONCLUSIVO" と略), 少数派のそれは、Relazione allo schema di statuto di minoranza (以下 Relazione di minoranza" と略) であり、両方とも、前掲"IRI" II に収録されている。
- (17) "PROPOSTE CONCLUSIVO" P.P.18—22
- (18) F. Pasquantonio. "IL Capitalismo di stato" P262.によれば、IRI 機械企業の従業員は、ジェネチア、ジウリア、リグリア、カンパーニアの各地方における就業者の中に高い比率を占めていた。
- (19) "PROPOSTE CONCLUSIVO" P.P.22—23

- (20) Ibid. P54
- (21) Ibid. P55
- (22) Ibid. P56
- (23) Ibid. P41
- (24) Ibid. P43
- (25) Ibid. P.P.43—44
- (26) "Relazione di minoranza" P187
- (27) "ROPOSTE CONCLUSIVO" P66
- (28) Ibid. P67
- (29) Ibid. P68
- (30) B.マンゾッキ「公共企業体の経済的運営」(B.マンゾッキ, 前掲書に所収) P180
- (31) 同上 P181
- (32) 同上 P176
- (33) 同上 P178
- (34) 同上 P176
- (35) 同上 P183
- (36) 同上 P183
- (37) 閣僚委員会は、国家持株省、予算省 (Ministro del Bilancio)、国庫省、通産省、労働省の各省によって構成される。
- (38) この新しい省は、閣僚委員会の幹事 (Segretario) となり、監視のやり方、その結果に責任をもつのであるが、IRIに関する政府の全活動に責任をもつものではない。そこで、IRI関係委員会は、少くとも3ヶ月ごとに国家持株省の報告を聞き、その活動を裁可するための会議をもつことが提案されている。それ以外にも、監視権の範囲に属さない一般の方針にふれる問題について、臨時にそれが召集されることは言うまでもない。また、IRI傘下企業たる金融会社と事業会社はその監視あるいは調査の対象から外されている。

むすびにかえて

戦後イタリアにおける国家持株会社IRI政策論の展開は、イタリア労働運動の構造的改良の理論を主導理論とする特殊な展開と密接な関連をもっていった。戦後過渡局面においては、解放過程からひきつがれた政治的不安定性と労働者階級の獲得物たる「過剰雇用」との故に、IRIを独占的ブルジョワジーにとっての再建の要具たらしめるべき政策論の積極的展開はみられ

ず、その活動を推力と位置づけた民主的再建論に対する消極的抵抗の論理と将来にそなえたIRI存続論が前面にでざるをえなかった。

その結果、1948年の定款改正は後に独占的ブルジョワ自らにとってさえ桎梏に転化するIRI体制の目的・方針上のあいまいさ、組織上の無統制性を残すものとなったのである。それは、戦後初期労働運動のこの分野での路線の未熟・闘いの留保によるばかりでなく、運動がそうしたものであるにもかかわらず全体的政治情勢の混沌性の故に、明確な目的規定とIRI管理機構の整備が民主的再建に寄与することを危惧した独占的ブルジョワの態度にもよるものであった。

その後、1950年代における労働者階級のIRI民主化と生産主義的政策への寄与の要求は、キリスト教民主党政府をしてそれへの対応を余儀なくせしめ、IRIへの公的目的の附与と政府・議会によるその統制の強化を一内容とするIRI政策論を展開させた。

そして、それは、1956年国家持株省の設立として現実化をみるのであるが、このIRI政策論展開の過程は、1949～50年以降の政治体制の安定化と資本主義的復興のもとで自らの搾取・収奪機構の国家機構による補足を求めている独占的ブルジョワ自身のIRI体制整備の要求ともからんで進められたことが看過しえない。

したがって、実際の政策論は、まず第一にイタリア資本主義の脆弱性（資本市場の狭隘性、軍需と国家補助・関税保護その他の支えによって育成された諸企業の極度の国際競争力の貧弱さ、国内市場のせまさなど）の故に、私的資本によって維持しえない、それでいて一部私的独占にとって不可欠の諸産業の国家による維持を主張するものとなった。

第二に、そうして国家が維持することとなった諸産業のいわゆる「経済性」原則（費用と収益の調和）に基く運営を主張し、その生産性向上を積極的に鼓舞することによる私的独占にとっての安価な「外部経済」の構築（ここでは、「外部経済」はマーシャル流の公共事業＝道路・港湾といったものに限られず、私的独占の経営体の生産コストにかかわる・すべての経営体外

経済を意味する)を理論づけるものとなった。

そして、第三に、こうしたイタリア資本主義に特殊な国家介入と現象するものの背後に、危機の段階に顕著な要請としての・資本主義的生産の、従って投資活動の国家権力による一定程度の統制の試みをも、内蔵していたことが指摘されるべきである。(Eヴェルガ『資本主義経済学の諸問題』岩波P.P.51-52参照)

だが、すでにみたように、国有企業の維持、その体制の整備、投資の規制といった措置が労働陣営と独占的ブルジョワジーの双方から要求されているかにみえるとしても、両者の要求はおのずから本質的対立を含んだものとならざるをえないことは明らかである。

何故なら、すでに議会・政府のIRI統制組織の具体的形態をめぐる争いにみられたように、労働陣営にとっては、独占のそれと異なり、民主的統制の機構をいかにして形成するかこそが一貫したねらいであったからである。この点で、1960年代初めに、日本において主張された「構造的改革」の路線とイタリアのそれとの本質的相異が生じてくる。即ち、前者においては、生産の社会的性的と占有の私的性格の矛盾から生起する生産関係の部分的社会化形態として国有企業をとらえる・いわゆる「生産関係論」に拠って、先の矛盾を利用しつつ、いかにして国有企業を生みだすかが主たる関心となつたし、またならざるをえなかったのに対し、後者においてはその質こそが問題であったからである。

たとえば、今井則義他著『日本の国家独占資本主義』(合同出版社.1960)では、次のように主張される。「問題は、労働者階級が、社会主義的変革への一つの有力な接近の形態として、この生産の社会的性質の発展と資本主義的生産諸関係との矛盾の展開過程そのものに、積極的に介入してゆくべきであるのかどうか。すなわち、生産の社会化の発展に対応して、労働者階級が資本主義の枠内ではあれ、労働者階級にとってより有利な生産諸関係の社会的形態の発展のために、この矛盾の運動そのものを利用してゆくべきかどうか、という課題である。」(245—6ページ)という形で、問題を設定し、「われわれの理論的立場からいえば、答えは肯定とならざるをえない。」という

のである。

ここでは、生産関係の部分的社会化それ自体が「労働者階級にとって有利」という主張がなされているのであり、後の部分で、国家独占資本主義を資本主義的生産諸関係の「消極的止揚」、「構造的改革」（たとえば運動の成果としての国有化をさすと思われる——引用者）をその「積極的止揚」と区別して、両者の相互転化の可能性を指摘しているにもかかわらず、単なる国有化ではなく、その民主的統制を可能にする足場をどう作るかこそが問題であるというイタリアの思想は、ついに見出しえないのである。

他面、社会主義勢力の強さとの関連で国独資を「社会主義のもっとも完全な物質的準備」と規定することを主張する見解にたいしては、どういう強さになった場合にそう規定することが許されるのかといった端初的疑問はおくとしても、やはり国独資機構に対する運動の側の積極的対応を生みだしえない見解であることは指摘せざるをえない。この点で、まだ解明さるべき問題は残るとしても、1956年国家持株省の設立を、「容器としての」きたるべき社会への接近と評価するB・マゾッキの主張は教訓的と思われるのである。彼は言う。「省や、公社、公団は何らかのなかみをつめこむための（ひよっとしたら何もつめこまない）空箱である。けれども、とくに政治責任の明確化に進歩がみとめられ、これにより、国家資本主義の諸機関にたいする統一の方針を議会のコントロールのもとに、大衆活動によって行使される民主的コントロールのもとに従属させることができる。ここに、これらの諸機関を進歩的経済政策の統一的な要たらしめようとする、労働者の民主的イニシアティブのための広範かつ決定的な分野がひらかれている。」（前掲・訳書192～3ページ）

こうしてひらかれた新しい分野において、労働陣営の運動がどのような帰結をもたらしているのか、従って、イタリア労働運動のこうした路線の評価はどのようになさるべきなのかについては、今後の検討にまたねばならない。

[1971. 11.]